

姫路市下水道事業経営戦略(素案)

(令和 7 年度～令和 1 6 年度)

令和 7 年(2025 年)〇月

姫 路 市

目 次

第1章 策定の背景	1
1 経営戦略策定の趣旨	1
2 経営戦略の位置付け	2
3 計画期間	2
第2章 下水道事業の現状と課題	3
1 下水道事業の現状	3
2 これまでの取り組み（前経営戦略の取り組みのフォローアップ）	7
3 下水道事業の課題	11
第3章 姫路の下水道の目指す将来像と方向性	22
1 経営戦略の基本方針と目標	22
2 経営戦略の施策体系	23
第4章 施策及び主な取り組み	24
基本目標1 安全・安心	24
施策1 施設の老朽化対策	24
施策2 耐震化・耐水化	28
施策3 浸水対策	28
施策4 広域化・共同化（処理施設の統廃合）	29
施策5 危機管理体制の強化	31
基本目標2 環境保全	33
施策6 公共用水域の水質保全	33
施策7 GXの推進による環境負荷の低減	33
基本目標3 持続	35
施策8 経営基盤の強化	35
施策9 組織の活性化と人材の育成	36
施策10 情報技術等を活用した業務の効率化	37
施策11 情報発信機能の強化	38
第5章 投資・財政計画	40

1 今後の収支見通し	40
2 財源試算.....	46
3 投資・財政計画等	52
第6章 進捗管理.....	58
1 事業計画における指標	58
2 計画の推進と点検・進捗管理の方法.....	59
用語集.....	60

第1章 策定の背景

1 経営戦略策定の趣旨

本市の下水道事業は、昭和13年に市の中心部で事業に着手して以来、戦時中の一時中断期間を除き、順次整備を進めてきました。

令和5年度末には、公共下水道、コミュニティ・プラント、集落排水処理施設を合わせた人口普及率*は97.6%に達し、普及率向上のための建設事業は完了に近づいており、今後は維持管理や改築更新に重点を置いた経営の時代に入ろうとしています。

一方で、少子高齢化の進行、生活様式の多様化、省資源化、経済成長の鈍化など、社会の潮流は大きな転換期を迎えています。さらに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大、急激な物価上昇や気候変動など、社会経済情勢にも大きな変化が生じており、これらは下水道事業の経営環境にも重大な影響を与えています。

本市では、人口減少や施設老朽化などの経営環境の変化に対応し、将来にわたって安定的に事業を継続していくため、平成26年8月総務省通知「公営企業の経営に当たっての留意事項について」に基づき、平成28年1月に、平成28年度から令和7年度までの10年間を計画期間とする「姫路市下水道事業経営戦略（以下「前経営戦略」という。）」を中長期的な経営の基本計画として策定したほか、平成29年4月には平均9.8%の下水道使用料の改定を実施するなど、経営基盤強化に取り組んできました。

しかしながら、近年の社会経済情勢の変化は前経営戦略策定時の想定を超えており、早急に計画の見直しを行う必要があるため、前経営戦略の改定時期を1年前倒し、令和7年度からの10年間を計画期間とする「新たな経営戦略（以下「本経営戦略」という。）」を策定するものです。

※本経営戦略でいう下水道事業とは、公共下水道事業、コミュニティ・プラント事業及び集落排水事業を合わせたものを言います。（他都市との比較等のため、公共下水道事業のみの場合があります。）

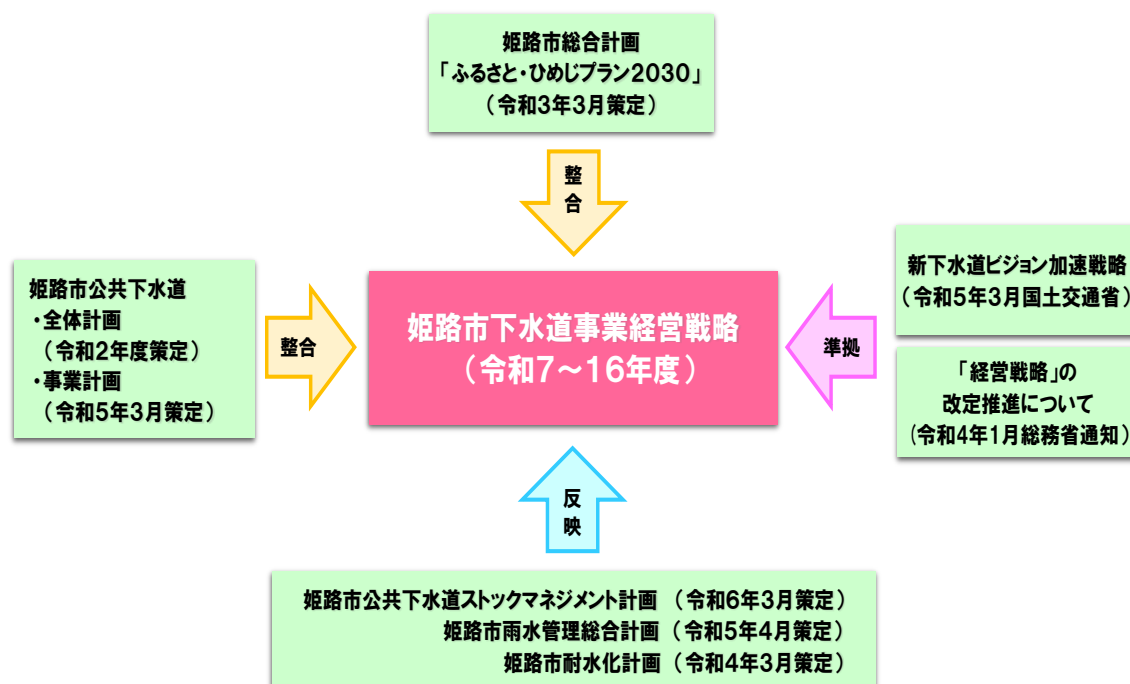


2 経営戦略の位置付け

本経営戦略は、下水道事業の中長期的な事業運営の方針を示す経営の基本計画として位置付けるもので、上位計画である「姫路市総合計画『ふるさと・ひめじプラン 2030』*」と整合を図りつつ、総務省の「経営戦略」の策定方針を踏まえて策定します。

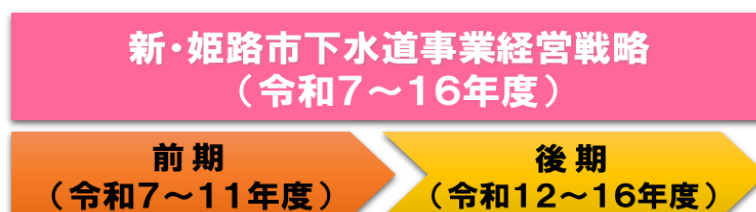
また、策定にあたっては、前経営戦略よりも幅広く、下水道事業全体で一体的に計画を推進していくため、令和5年3月国土交通省通知「新下水道ビジョン加速戦略」も踏まえ、内容の拡充を図っています。

本経営戦略では、持続可能な下水道事業の実現に向けて、中長期的な視点で検討した投資・財政計画に基づき、今後重点的に取り組む施策や具体的な取り組みについて定めています。



3 計画期間

令和7年度～令和16年度（10年間）



第2章 下水道事業の現状と課題

1 下水道事業の現状

(1) 概要

(令和5年度末)

	公共下水道事業*	コミュニティ・プラント事業*	集落排水事業*
供用開始年度	昭和33年度	平成2年度	昭和62年度
公営企業法の適用	全部適用		
流域下水道への接続の有無	有 揖保川流域下水道	—	—
行政区域内人口(A)	524,149人		
処理区域内人口(B)	488,959人	13,783人	8,671人
水洗化人口*(C)	480,300人	13,317人	8,505人
普及率(B/A)	93.3%	2.6%	1.7%
水洗化率(C/B)	98.2%	96.6%	98.1%

(2) 施設

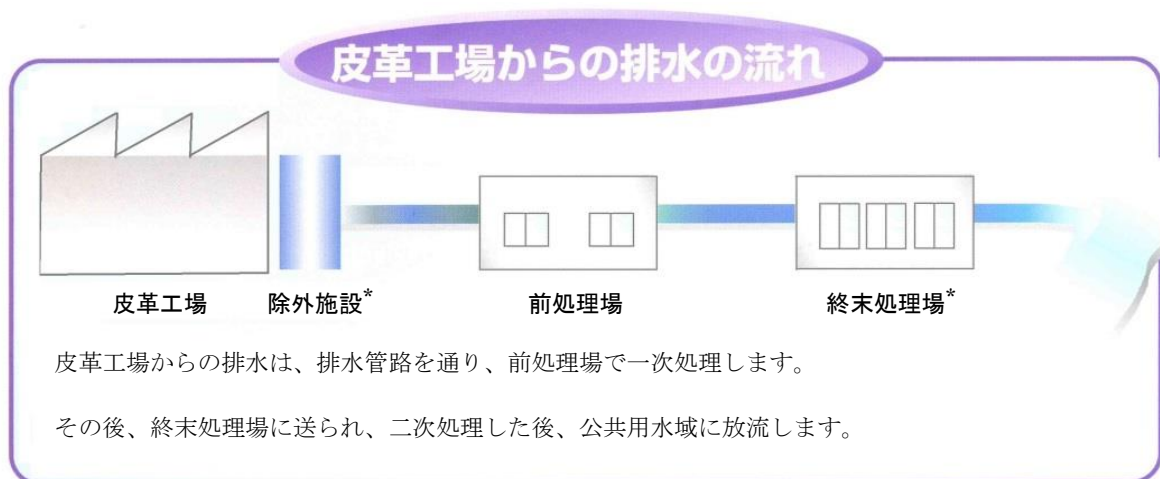
(令和5年度末)

	公共下水道事業	コミュニティ・プラント事業	集落排水事業
処理区数	公共下水道：7処理区 流域下水道：1処理区	夢前区域：5地区 安富区域：1地区	農業集落排水：10地区 漁業集落排水：1地区
施設数	処理場：7箇所 前処理場*：5箇所 ポンプ場：38箇所	処理施設：6箇所	処理施設：11箇所
管渠延長	2,913km	156km	118km

① 公共下水道事業

(令和6年4月1日現在)

施設名		運転開始年月	処理能力 (m ³ /日最大)
公共下水処理施設	大的析水苑	平成 元年 6月	14,700 (姫路市分)
	東部析水苑	昭和58年 4月	56,000
	中部析水苑	昭和54年 4月	220,000
	家島浄化センター	平成13年 3月	2,860
	城山浄化センター	平成11年 3月	1,500
	清水苑	平成12年 4月	6,000
	上菅処理場	平成 6年 4月	3,360
	県営揖保川浄化センター	昭和63年 6月	41,836 (姫路市分)
	〈 処 理 能 力 計 〉		346,256
前処理場等	高木前処理場	昭和49年 3月	8,000
	四郷前処理場	昭和54年 5月	7,000
	福井前処理場	昭和54年 5月	8,200
	高木川西前処理場 (中継ポンプ場)	昭和61年 2月	3,200
	実法寺均一化槽	昭和43年10月	5,700



② コミュニティ・プラント事業

(令和6年4月1日現在)

施設名		運転開始年月	処理能力 (m ³ /日最大)
夢前 区域	菅生澗コミュニティ・プラント	平成 2 年 4 月	4, 3 7 2
	寺コミュニティ・プラント	平成 4 年 4 月	2, 2 6 9
	古知コミュニティ・プラント	平成 1 1 年 4 月	3, 7 1 4
	置塩南コミュニティ・プラント	平成 1 5 年 4 月	3, 2 3 6
	前之庄コミュニティ・プラント	平成 1 7 年 4 月	5, 8 4 7
安富 区域	安志・長野コミュニティ・プラント	平成 1 6 年 4 月	1, 4 7 1
〈 処 理 能 力 計 〉			2 0, 9 0 9

③ 集落排水事業

(令和6年4月1日現在)

施設名		運転開始年月	処理能力 (m ³ /日平均)
農業 集落排水 処理施設	上野地区	昭和 6 3 年 4 月	2 1 7
	南山田地区	平成 7 年 4 月	3 3 5
	北山田地区	平成 7 年 1 1 月	1 6 2
	太尾地区	平成 9 年 4 月	2 2 2
	打越・毛野地区	平成 1 0 年 1 1 月	5 5 4
	牧野地区	平成 1 1 年 6 月	2 0 8
	多田地区	平成 1 3 年 2 月	2 5 2
	西山田地区	平成 1 4 年 3 月	3 3 0
	船津南部地区	平成 1 5 年 3 月	6 8 1
	船津北部地区	平成 1 7 年 4 月	9 9 4
漁業 集落排水 処理施設	坊勢地区	平成 1 1 年 4 月	1, 0 7 9
〈 処 理 能 力 計 〉			5, 0 3 4

(令和6年4月1日現在)



(3) 使用料

本市の下水道使用料は、基本使用料*及び従量使用料*で構成される二元使用料制を採用しています。また、従量使用料は、使用量が増加するほど単価が高くなる累進使用料性を採用しています。

○下水道使用料表（消費税及び地方消費税を含まない）

下水道使用料 一か月につき	種別	基本使用料	従量使用料（1 m ³ につき）	
	一般汚水*	860 円	10 m ³ まで	17 円
			10 m ³ を超え 20 m ³ まで	136 円
			20 m ³ を超え 30 m ³ まで	172 円
			30 m ³ を超え 50 m ³ まで	202 円
			50 m ³ を超え 100 m ³ まで	227 円
			100 m ³ を超え 200 m ³ まで	252 円
			200 m ³ を超え 500 m ³ まで	316 円
			500 m ³ を超え 1,000 m ³ まで	367 円
			1,000 m ³ を超えるもの	385 円

2 これまでの取り組み（前経営戦略の取り組みのフォローアップ）

本市では、「安全で快適な下水道サービスを持続的・安定的に提供する」ことを基本方針とする前経営戦略を平成 28 年 1 月に策定し、「経営基盤の強化」、「投資の合理化」、「危機管理体制の強化」の 3 つの施策目標のもと、18 の取組項目に基づき下水道事業の効率化・健全化を進めてきました。

本経営戦略を策定するにあたり、これまで取り組んできた内容とその成果を報告（フォローアップ）します。

※フォローアップは、前経営戦略の中間見直しを行った令和 3 年度以降の実績について実施しています。

(評価の凡例)	◎	数値目標を達成、取り組みにより顕著な効果額・成果が得られた
	○	定量指標はないが、一定の成果が見られた
	△	数値目標が未達成、取り組み内容未実施

(1) 施策目標 1 経営基盤の強化

取組項目	主な取り組み	評価
(1) 組織の活性化と人材の育成	➤ 職員研修の実施	○
(2) 効率的な組織の整備	➤ 他事業との連携強化による効率的な組織運営 ・効果額 約7.6億円 (R3～R5)	◎
(3) 定員管理の推進	➤ 業務の効率化や民間委託の推進などによる定員適正化 ・技術職員の減 (R5計画比 △ 9 名)	△
(4) 職員の給与の適正化	➤ 働き方改革の推進による時間外勤務の削減 ・時間外勤務 △10% (R4→R5)	○
(5) 民間の資金・ノウハウの活用	➤ 処理場の運転管理委託の拡大の検討 → H31で全対象施設について運転管理委託実施済のため、評価の対象外	—
	➤ 包括的民間委託*の導入拡大 ・処理場 … 中部析水苑運転管理業務、家島浄化センター運転管理業務(2期目)、清水苑運転管理業務(2期目) ・管渠 … 下水道管路施設維持管理等業務	○
(6) 処理区域内での早期水洗化の促進	➤ 処理区域内での早期水洗化指導の継続 (未水洗家屋の実態把握調査、訪問指導) ・業務委託による水洗化指導、水洗便所改造に対する助成	○
(7) 収納率*の向上	➤ 未収金対策の継続 (電話催告、個別訪問等)	△
	➤ 債権整理室*への債権移管を積極的に行い滞納処分の推進を図る ・【収納率】 R5目標：99.8% → R5実績：99.3%	
	➤ 井戸水使用量の適正な把握 ・世帯人数調査により井戸水使用状況を把握 → 使用状況に応じ認定水量を変更	○
(8) 資産の有効活用等	➤ 未利用地等の有効活用方法の検討 ・メガソーラーによる売電収入等 … R3～R5収入 1.6億円	◎
(9) 資金管理・調達に関する取組	➤ 計画的な起債による企業債*残高の削減 ・R3→R5企業債残高 △77億円	○
	➤ 新規の企業債の元利償還を元利均等方式から元金均等方式へ変更	○
(10) 不明水*対策	➤ 目視調査、流量計によるエリア調査等による原因調査及び対策 ・TVカメラ調査延長 … R3～R5 目標60km → 実績23.4km	△
	➤ 老朽管対策としての管更生*及び管渠の改築 ・管更生延長 … R3～R5 目標30km → 実績18.4km 【有収率*】 目標：68.4%以上 中核市平均：(R4)80.5% 実績：(R3)66.4% (R4)66.4% (R5)65.6%	
	➤ 不明水 (浸入水) 対策の推進 ・A I による音響データを用いた雨天時浸入水発生エリアの絞り込み	○

取組項目	主な取り組み	評価
(11) その他経営基盤強化の取組	➤ 前処理場等に係る国、県への要望 ・皮革排水特別対策費補助金*（県）の補助対象拡大（R5～）	◎
	➤ 下水道資源の再利用	
	・汚泥の有効活用 → 下水汚泥肥料*「いえしまのめぐみ」の生産、配布	○
	・汚泥肥料の販路開拓の検討 → 生産量が少ないため販売は困難	△
	・再生水の利用 → 下水処理後の再生水の販売 （効果額）約2,100万円（R3～R5）	◎
	・下水熱*の利用等についての研究	○
	➤ 入札手続き等の適正化 ・下水道施設等での電力入札*（市との共同実施） （効果額）約4,860万円（R3～R4）※R5は入札不調	○
	➤ 情報発信に関する事項 ・下水道施設への見学者受け入れ、下水道啓発作品コンクールへの出展、マンホールカードの配布 等 ・新たな情報発信の取組（上下水道事業に関する広報誌のリニューアルとアニメーション動画の配信）	○
	➤ 情報通信技術の活用 ・水道・下水道企業会計*システムの統合・共通化に向けた検討 ・下水道管路情報の電子閲覧（W e b 公開）開始 ・窓口の電子申請システムの導入に向けた検討	○
	➤ 流入水量、水質変化に合わせた下水処理場運転管理の変更 ・東部処理場 … コストの高い「酸素活性汚泥法」による処理方法から低コストな「標準活性汚泥法」への見直しの検討	○
	➤ 下水放流水に含まれる栄養塩類の能動的管理の取組 ・兵庫県の栄養塩類管理計画（R4.10月策定）に基づき、栄養塩管理運転を実施 … 家島浄化センター、大的析水苑、中部析水苑、東部析水苑	◎
	➤ その他（揖保川流域下水道事業*及び兵庫西流域下水汚泥処理事業*に係る負担金適正化に向けた取組）	○

(2) 施策目標2 投資の合理化

取組項目	主な取り組み	評価
(1) 計画的な投資と長寿命化	➤ スtockマネジメント計画*に基づく老朽化対策の実施 ・老朽化対策事業費 … R3～R5 経営戦略 123億円 → 実績 95億円 ・TVカメラ調査延長 … R3～R5 目標60km → 実績23.4km ・管更生延長 … R3～R5 目標30km → 実績18.4km	△

取組項目	主な取り組み	評価
(1) 計画的な投資と長寿命化	➤ 投資の合理化 ・資産の長寿命化及び計画的な投資による事業費の低減 ・コミュニティ・プラントと集落排水処理施設の公共下水道への統廃合の実施…生活排水処理施設数（事業開始当初40か所）（R2）28か所 →（R5）25か所 →（R17）8か所（最終）	◎
(2) 民間の資金・ノウハウの活用	➤ 施設更新に合わせたPFI*等導入の検討	○
(3) 新技術の活用	➤ 機器更新時に省エネルギータイプの機器を導入	○
(4) 日本下水道事業団への設計、工事委託	➤ 日本下水道事業団*への設計、工事委託	○

（３）施策目標３ 危機管理体制の強化

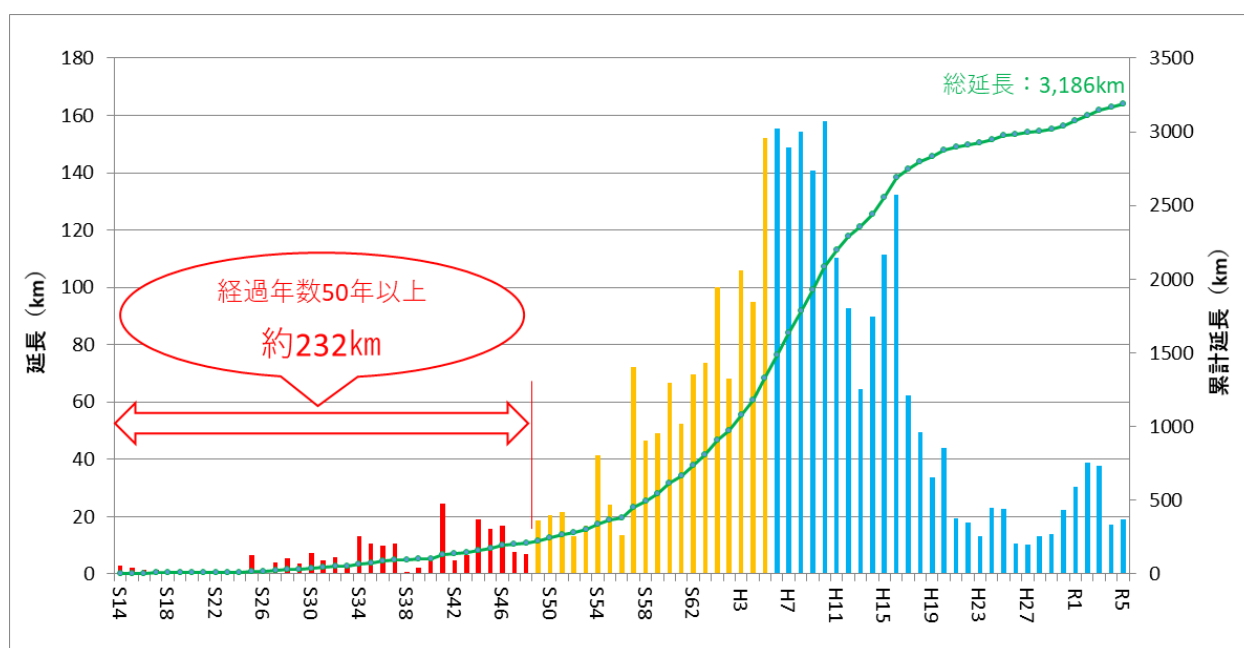
取組項目	主な取り組み	評価
(1) 危機管理等の体制整備	➤ 「姫路市下水道事業業務継続計画*」の策定 → H28年3月策定、R6年3月見直し	○
	➤ 高い危機管理能力を備えた職員の養成 ・計画に基づく訓練の実施 ・マンホール内の事故防止のため、作業員について第2種酸素欠乏危険作業主任者の資格を取得	○
	➤ 事故や災害発生時の外部委託業者との的確な対応体制の整備 ・姫路市管工事業協同組合との災害時における応急対策の協定の見直し（R6.4.1付） ・災害時における雨水ポンプ場の応急対策について民間企業と協定締結（R5年に7社と締結）	○
(2) 下水施設の耐震化*	➤ 管渠の耐震化 ・ストックマネジメント計画に基づく耐震化 TVカメラ調査延長…R3～R5 目標60km→実績23.4km 管更生延長…R3～R5 目標30km→実績18.4km ・重要な幹線等(※)の耐震化率（国土交通省 社会資本整備重点計画の指標等に関する調書より） R2 26.5% → R5 26.5% （参考）R4全国平均 56.2% (※)重要な幹線等…緊急輸送路*の横断部等（91.6km）	△
	➤ 下水処理場等の耐震化 ・ストックマネジメント計画に基づく耐震化…施設の耐震診断 14施設、耐震補強設計4施設、耐震補強工事1施設 ・国土交通省 社会資本整備重点計画の指標等に関する調書より ・処理場（揚水、消毒、沈殿施設）の耐震化率 R2 14.3% → R5 14.3%（1箇所/7箇所）※R4全国平均 39.7% ・ポンプ場（揚水施設）の耐震化率 R2 25% → R5 50%（8箇所/16箇所）※R4全国平均 38.4%	○

取組項目	主な取り組み	評価
(3) 公共用水域*の水質保全	➤ 水質保全のための検査体制の充実 ・ 定期的な水質検査 ・ 事業場への立入検査	○

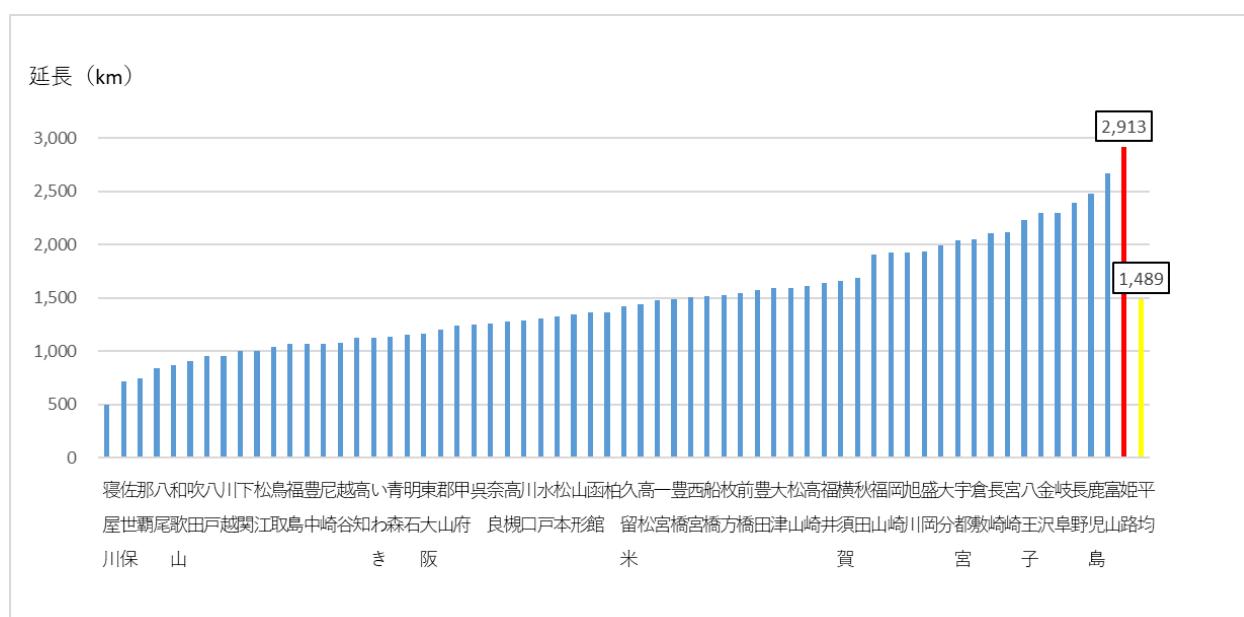
3 下水道事業の課題

(1) 管渠の状況

管渠の年度別敷設延長（令和5年度末）



中核市の下水道管敷設延長（公共下水道事業・令和5年度末）



項 目	令和 5 年度末
管渠老朽化率*	7.3%
重要な幹線等の耐震化率	26.5%

【課題】

- ・ 平成 5 年度から平成 12 年度までの期間に集中的に下水道の整備を行ったため、20～30 年間後には、敷設から 50 年を経過する管渠の急激な増加が見込まれます。
加えて、管渠延長は中核市で最も長く、更新には多額の費用が必要となるため、計画的に更新し、事業費の平準化を図る必要があります。
- ・ 「重要な幹線等の耐震化率」は令和 5 年度末時点で 26.5%と、全国平均 56.2% (令和 4 年度末) を大きく下回っており、耐震化のペースアップを図る必要があります。

(2) 処理場の状況

主な処理場の状況

(前処理場、コミュニティ・プラント、集落排水処理施設を除く。)

(令和 5 年度末)

施 設 名	運転開始年月	平均処理水量 (m ³ /日平均)	処理能力 (m ³ /日最大)
大的析水苑	平成 元年 6 月	8, 7 6 0	1 6, 5 0 0 (全体分)
東部析水苑	昭和 5 8 年 4 月	3 3, 7 0 0	5 6, 0 0 0
中部析水苑	昭和 5 4 年 4 月	1 8 8, 1 9 3	2 2 0, 0 0 0
家島浄化センター	平成 1 3 年 3 月	5 4 7	2, 8 6 0
城山浄化センター	平成 1 1 年 3 月	4 7 7	1, 5 0 0
清水苑	平成 1 2 年 4 月	5, 3 6 9	6, 0 0 0
上菅処理場	平成 6 年 4 月	8 9 1	3, 3 6 0

項 目		令和 5 年度末
耐震化率	処理場(揚水、消毒、沈殿)	14.3%
	ポンプ場(揚水)	50.0%
施設利用率*	処理場	63.3%

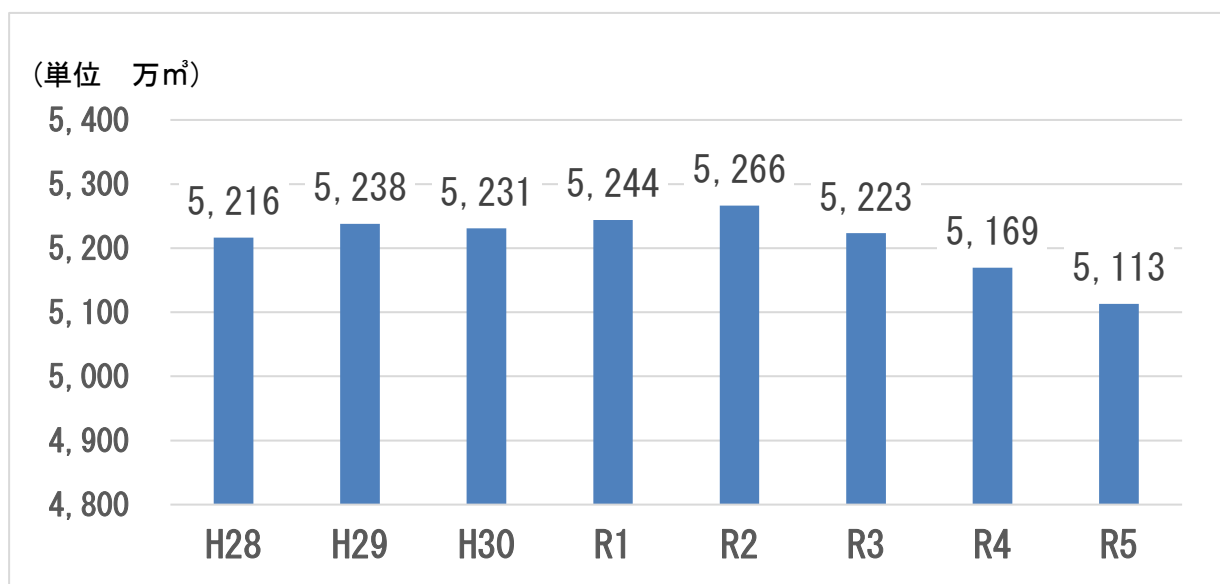
【課題】

- ・ 最大の処理能力を有する基幹施設である中部析水苑が、昭和 54 年の運転開始から 45 年が経過しており、今後大規模な改築更新を行う必要があります。
- ・ 処理場等の地震時における最低限の機能維持のための耐震化率については、処理場の耐震化率が令和 5 年度末時点で 14.3%と、全国平均 39.7%（令和 4 年度末）を下回っています。今後も引き続き、施設の老朽化対策に合わせ、耐震化率の向上に取り組む必要があります。
- ・ 施設利用率は令和 5 年度末時点で 63.3%と、中核市平均 61.7%（令和 5 年度末）を上回っていますが、今後、人口減少等に伴い悪化することが見込まれます。今後の水需要等を適正に見込んだ上で、施設の更新に合わせ、ダウンサイジング*を検討する必要があります。

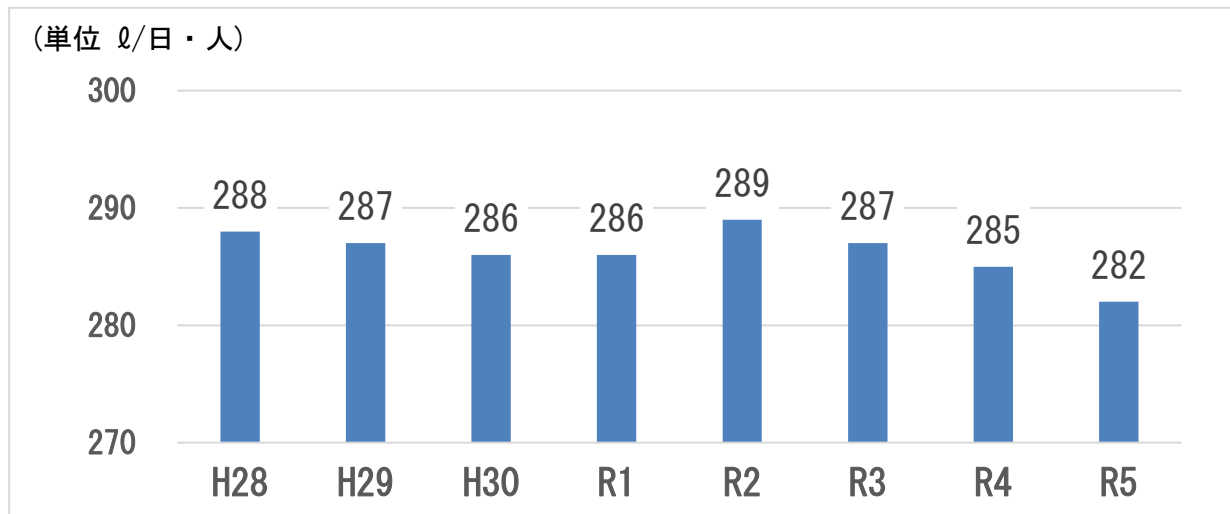
（３）経営の状況

① 有収水量*

有収水量の推移（公共下水道事業）



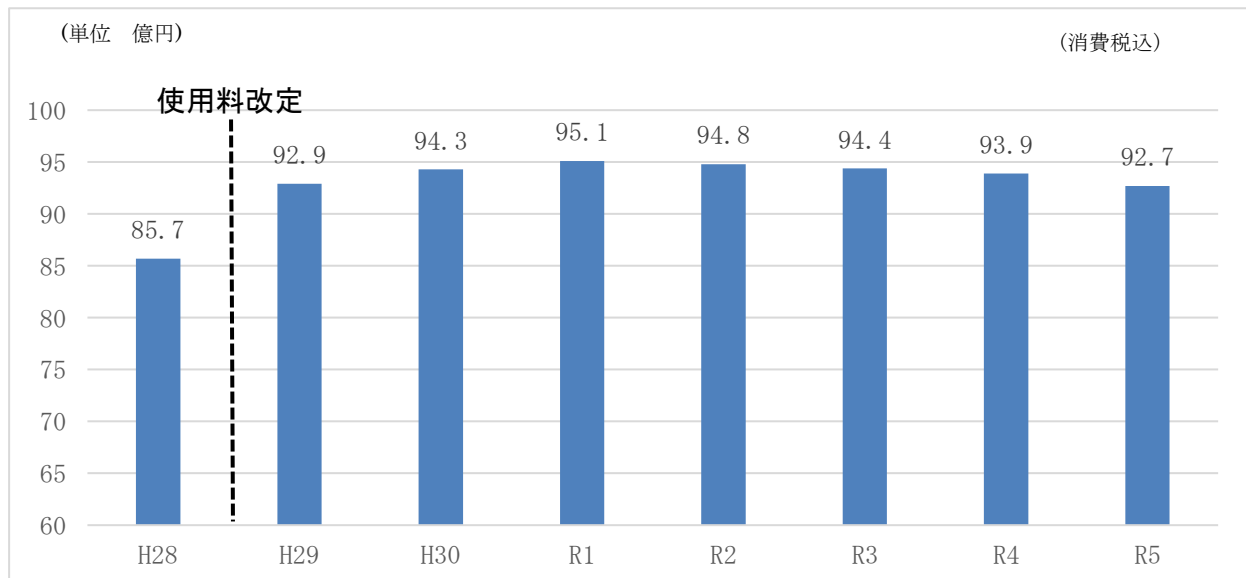
一日一人当たり使用水量の推移（公共下水道事業・一般污水）



- 人口減少、節水機器の普及及び節水意識の向上により、有収水量、一人当たりの使用水量ともに減少傾向にあります。
- R2 に水量が増加しているのは、コロナ禍でのいわゆる「巣ごもり」の影響による一時的なものと考えられます。

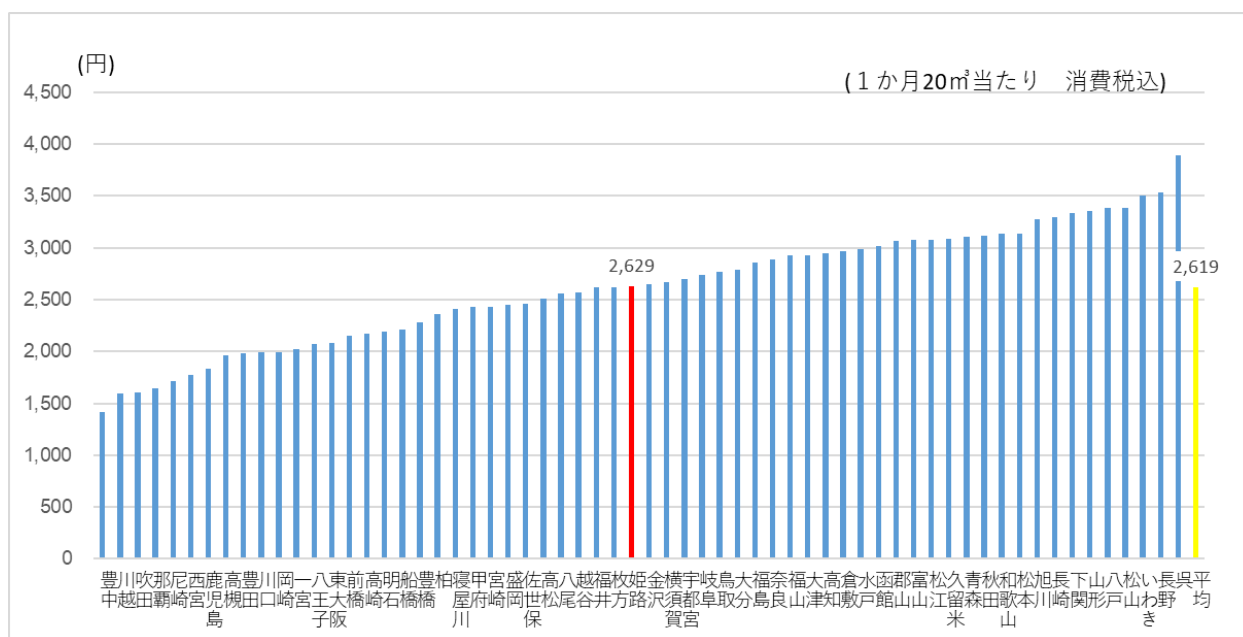
② 下水道使用料収入

下水道使用料の推移（公共下水道事業）

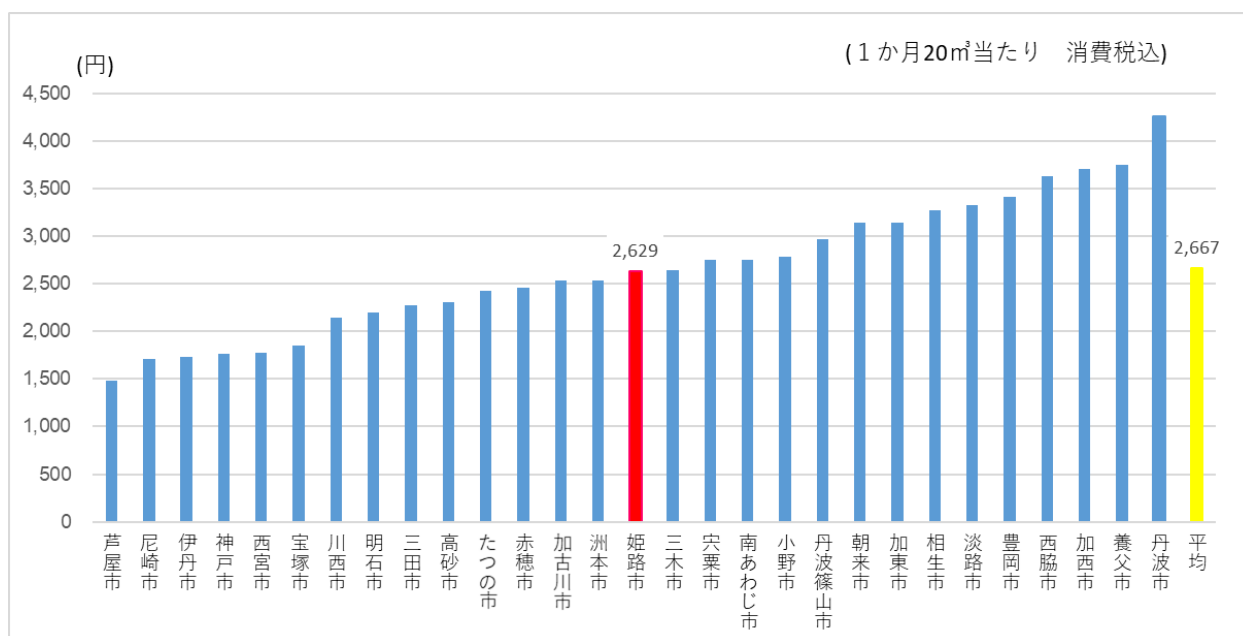


- 有収水量の減少に伴い、使用料収入も減少傾向にあります。

中核市の下水道使用料比較表（公共下水道事業・令和５年度末）



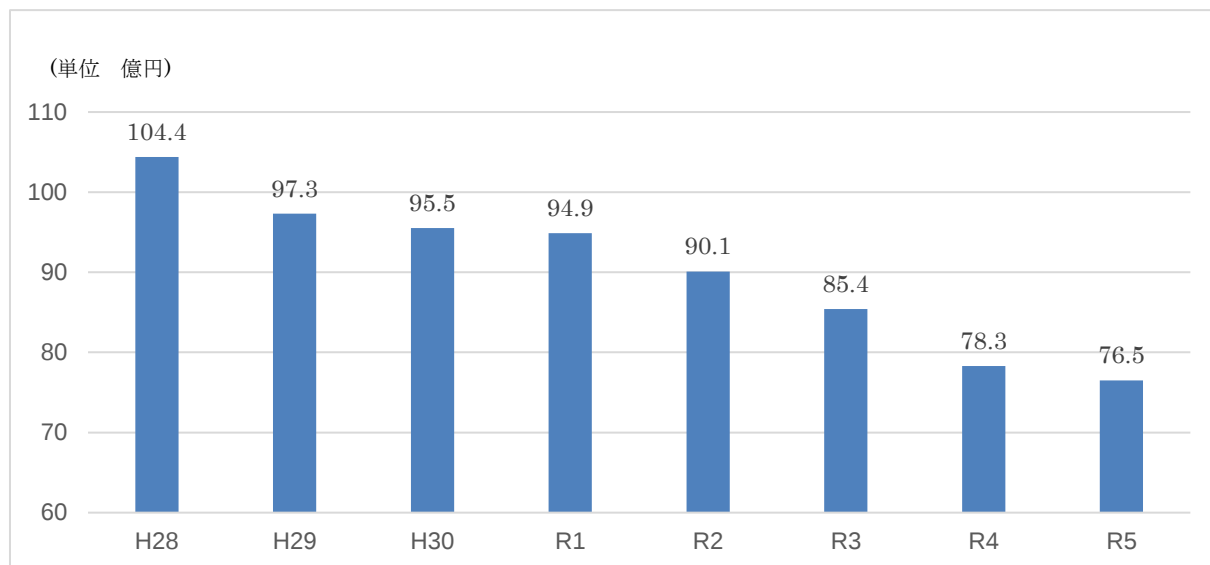
県下市の下水道使用料比較表（公共下水道事業・令和５年度末）



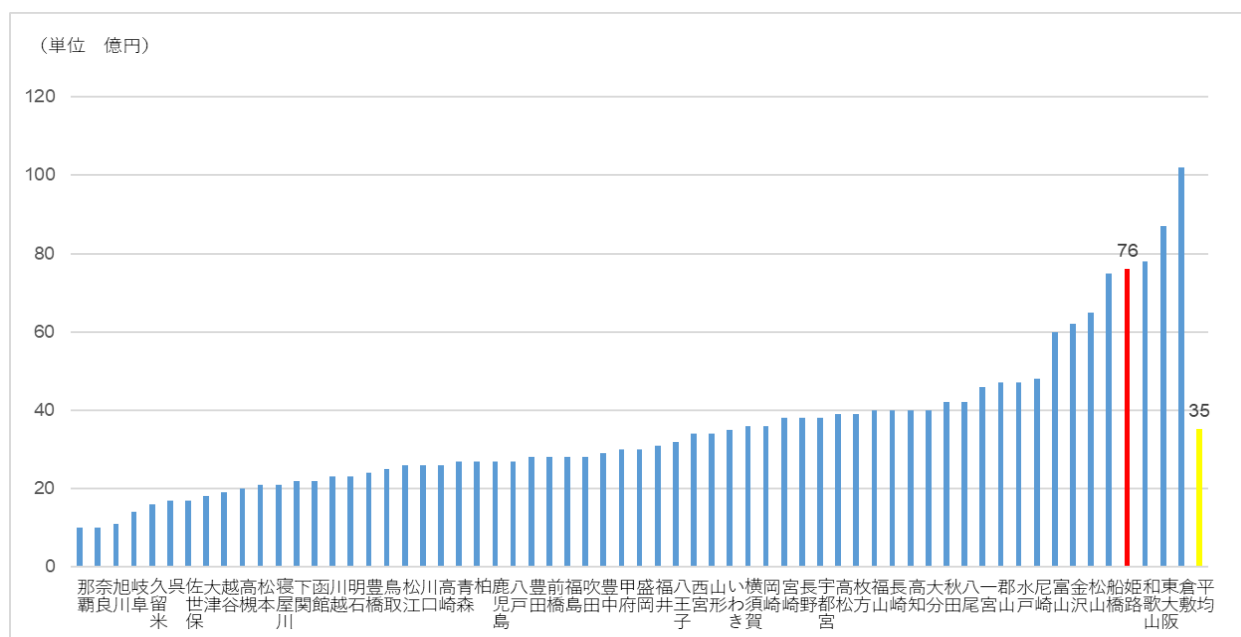
➤ 平均的な一般家庭における下水道使用料のモデルケースとして、1 か月当たり 20 m³使用時の下水道使用料を中核市及び県下市で比較した場合、姫路市は 2,629 円で、中核市及び県下市の平均と同程度の水準となっています。ただし、自治体間の人口規模、下水道施設の整備時期、地理的な環境等の相違により、単純比較できない点には留意する必要があります。

③ 繰入金*

繰入金の推移（公共下水道事業）



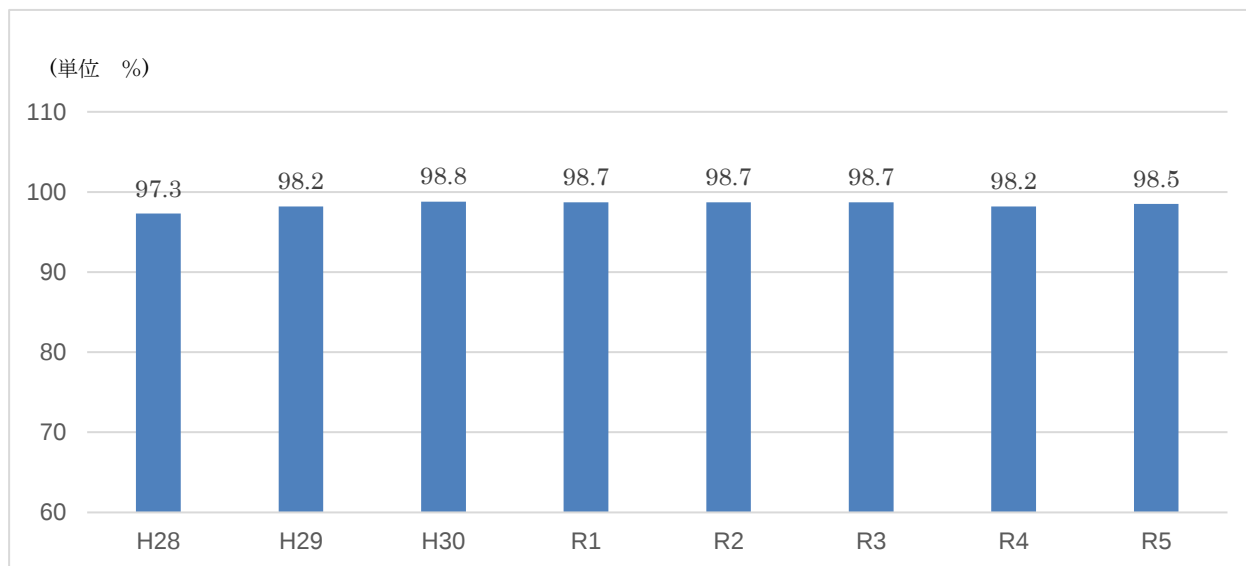
中核市の繰入金状況（公共下水道事業・令和5年度）



- 一般会計からの繰入金は減少傾向にありますが、令和5年度は約76億円で、中核市の中で上から4番目となっています。

④ 経費回収率*

経費回収率の推移（公共下水道事業・一般污水）



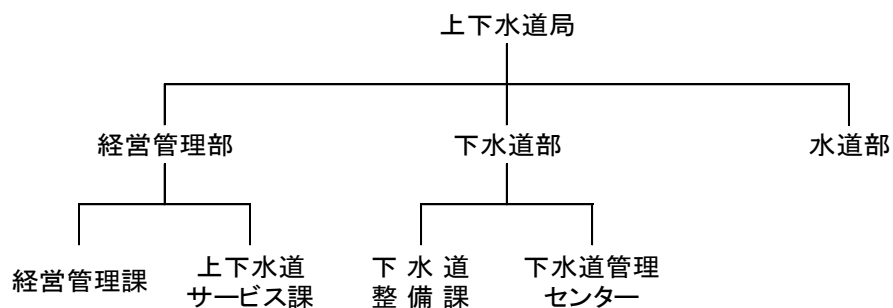
- 経費回収率は 97%～99%の間で安定的に推移しており、100%には達していないものの、比較的高い水準を維持していますが、これは、経費回収率の算定に一般会計からの繰入金を含んでいるためです。

【課題】

- ・ 人口減少及び節水機器の普及や節水意識の向上による一人当たりの使用水量の減少に伴い、有収水量、使用料収入は減少傾向にあり、今後も減少傾向が続くと見込んでいます。下水道サービスの維持のためには、社会環境の変化や経済動向による使用水量の変動の影響を受けにくい使用料体系を構築する必要があります。
- ・ 公共下水道事業の一般会計からの繰入金は減少傾向にありますが、依然として他都市よりも高い水準にあります。事業規模や整備年度などの条件が異なるため単純比較はできませんが、繰入金削減に資する経営改善努力を継続する必要があります。
- ・ 経費回収率は、一般会計からの繰入金（市民の税金等）も含めて算定を行っているため比較的高水準で安定的に推移していますが、それでもなお 100%には達していないことから、適正な使用料収入の確保に加え、汚水処理費*の削減に資する経営改善努力を継続する必要があります。

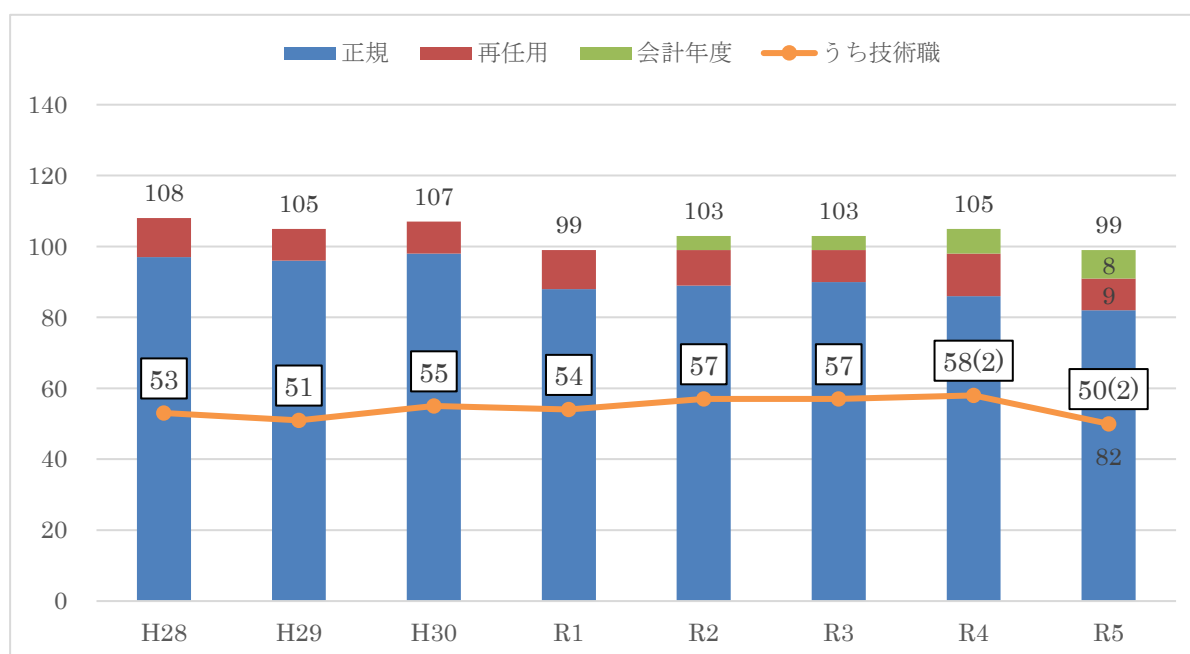
(4) 職員の状況

① 組織の体制



② 職員数

下水道関係職員数の推移



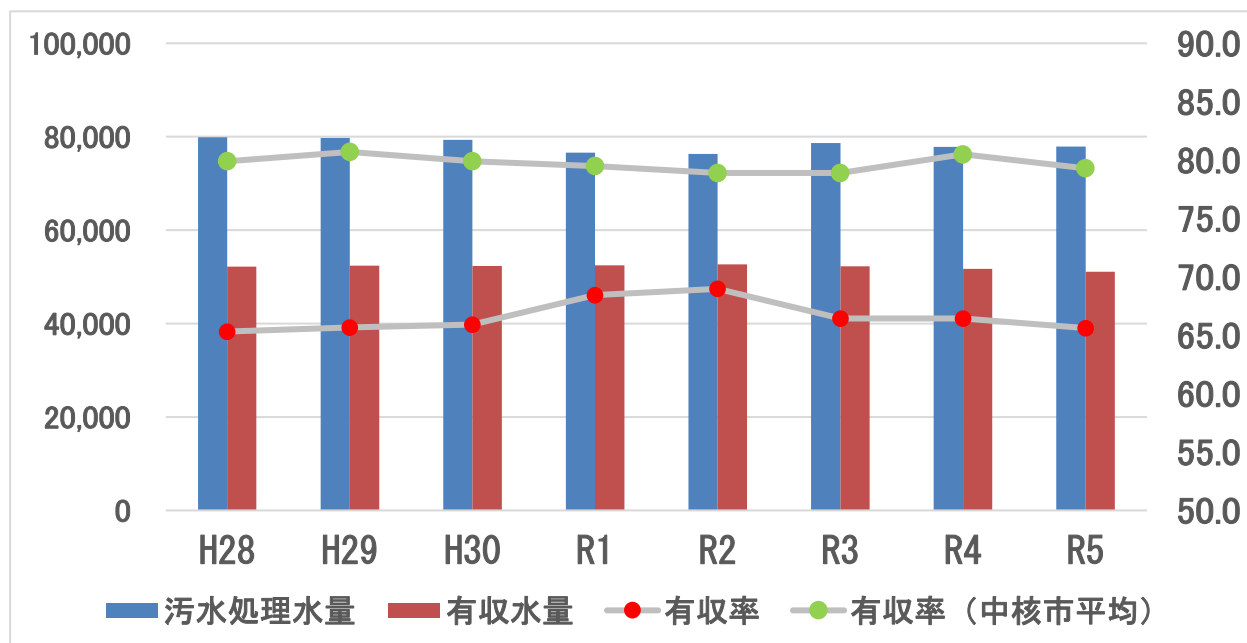
() 内は、技術職のうち、会計年度任用職員*の内数について外書き

【課題】

- 投資事業量の増加や災害への対応など、全体的な業務量が増加しているにもかかわらず、職員数は減少傾向にあります。中でも、全国的な技術者不足の状況下で、事業量に見合うだけの技術職員数の確保が課題となっています。

（５）有収率の状況

水量と有収率の推移（公共下水道）



※汚水処理水量と有収水量の差が計画地下水*を含む不明水量となります

【課題】

- 本市の有収率は、中核市平均を大幅に下回っており、毎年度、不明水が多く発生しています。

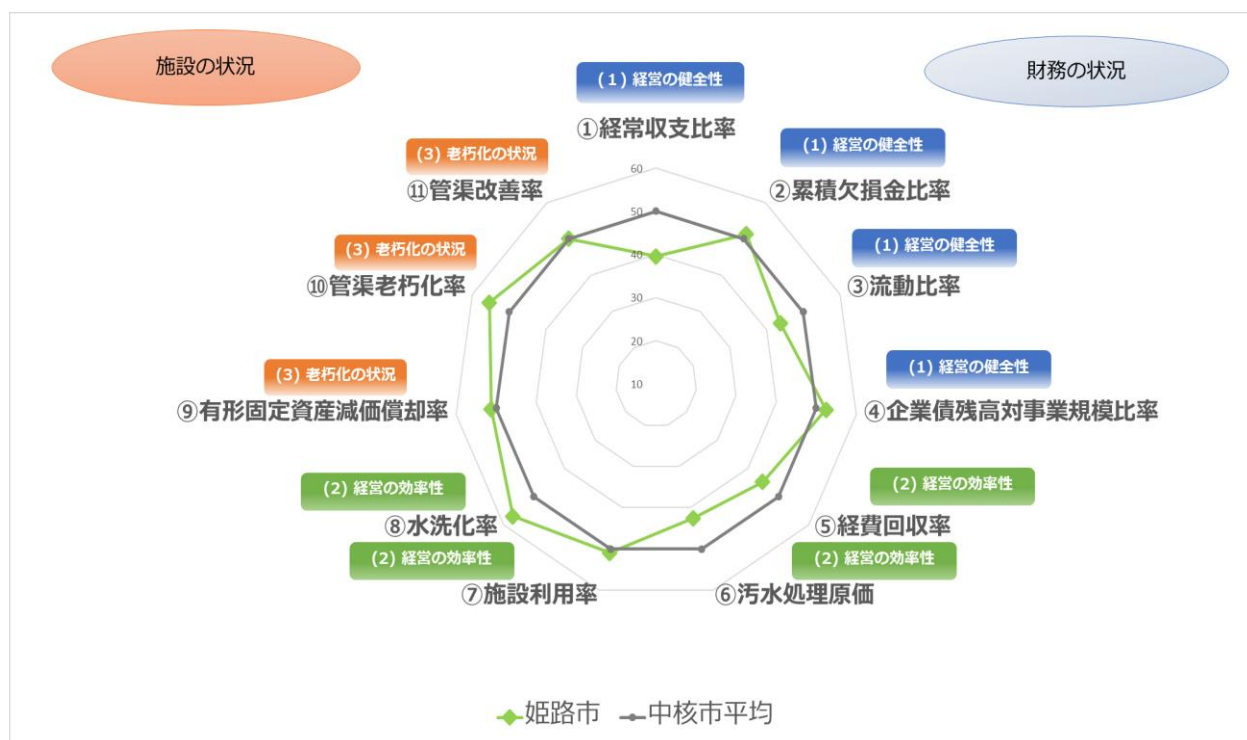
原因としては、管渠延長が長く（中核市最長）、また、早期に下水道事業に着手したため老朽管が多いことなどが考えられます。不明水は、下水の処理費用がかさむ要因ともなることから、本市では、これまでも不明水対策に取り組んできましたが、結果として有収率の改善につながっていないため、過去の取り組みの振り返り、原因の把握を含め、計画的に不明水対策の取り組みを進めていく必要があります。

(6) 経営指標（公共下水道事業）

令和5年度末時点における公共下水道事業の経営指標と中核市平均との比較表を以下に示します。

視点	指標	望ましい方向	姫路市	中核市平均	算式
(1) 経営の健全性	経常収支比率*(%)	↑	100.0	107.0	経常利益÷経常費用
	累積欠損金比率*(%)	↓	—	2.0	当年度未処理欠損金 / (営業収益－受託工事収益)
	流動比率*(%)	↑	55.3	99.2	流動資産 / 流動負債
	企業債残高対事業規模比率*(%)	↓	619.5	747.6	(企業債残高合計－一般会計負担額) / (営業収益－受託工事収益－雨水処理負担金)
(2) 経営の効率性	経費回収率(%)	↑	98.5	109.4	下水道使用料 / 汚水処理費(公費負担分を除く)
	汚水処理原価*(円/㎡)	↓	165.7	140.6	汚水処理費(公費負担分を除く) / 年間有収水量
	施設利用率(%)	↑	63.3	61.7	晴天日一日平均処理水量 / 晴天日現在処理能力
	水洗化率(%)	↑	98.2	94.9	現在水洗便所設置済人口 / 現在処理区域内人口
(3) 老朽化の状況	有形固定資産減価償却率*(%)	↓	35.3	37.0	有形固定資産減価償却費累計額 / 有形固定資産のうち償却対象資産の帳簿価格
	管渠老朽化率(%)	↓	7.3	10.2	法定耐用年数*を経過した管渠延長 / 下水道敷設延長
	管渠改善率*(%)	↑	0.17	0.17	改善(更新・改良・維持)管渠延長 / 下水道敷設延長

※ 経費回収率、汚水処理原価は一般汚水の指数



【課題】 … 中核市平均を下回っているもの

（経営の健全性）

- ・ 「経常収支比率」は、使用料収入などの経常的な収益で、維持管理費*や資本費*などの経常的な費用をどの程度賄えているかを示す指標で、100%以上であることが必要です。姫路市は 100.0%で、中核市平均は下回っているものの、数値上は良好と言えます。ただし、これは純損益 0 円となる額を上限として污水处理費に対する一般会計からの繰入金を受け入れていることにより実現しています。
- ・ 「流動比率」は、短期的な債務の支払能力を示す指標ですが、姫路市は中核市平均の 6 割にも満たない水準で、資金的な余力がかなり低い状態にあります。

（経営の効率性）

- ・ 「経費回収率」は、必要な污水处理費用（公費により負担する額を除く。）を使用料収入で賄っている割合を示す指標で、使用料で回収すべき経費を全て使用料で賄えている状況を示す 100%以上であることが必要です。姫路市は 98.5%で、100%を下回っているため、適正な使用料収入の確保に加え、污水处理費の削減に資する経営改善努力を継続する必要があります。
- ・ 「污水处理原価」は、有収水量 1 m³あたりの污水处理費を示す指標ですが、姫路市は中核市平均よりも約 25 円高く、污水处理に高いコストが掛かっていることが見て取れます。主な要因としては、不明水の多さや、管渠の延長が中核市で一番長いことから、減価償却費*が他市よりも多く発生していることなどが考えられます。

（老朽化の状況）

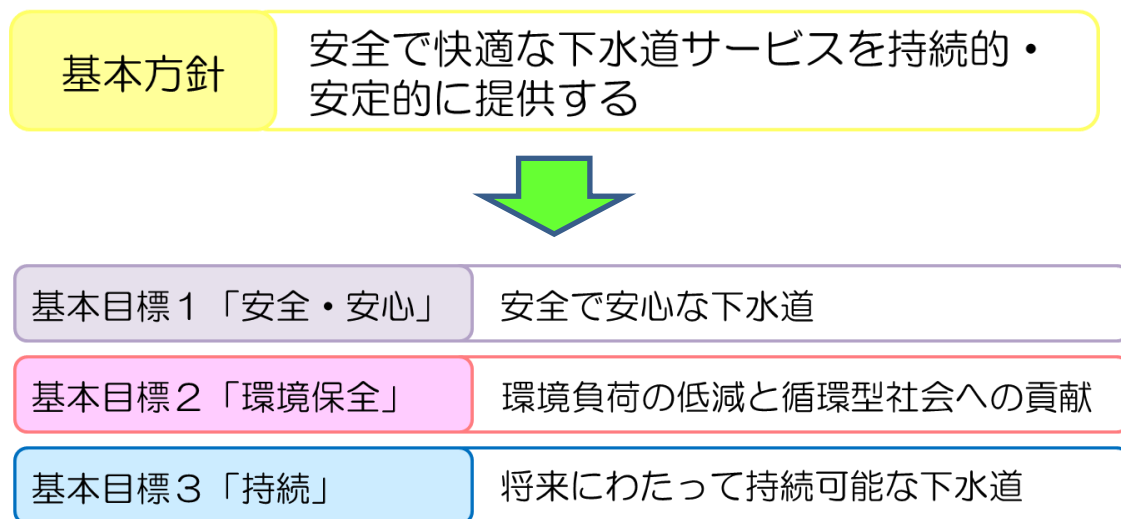
- ・ 令和 5 年度末時点において中核市平均を下回っている指標はありませんが、今後管渠の老朽化の進行等に伴い、急激に指標が悪化するおそれがあります。

第3章 姫路の下水道の目指す将来像と方向性

1 経営戦略の基本方針と目標

近年、急激な物価上昇や気候変動など、下水道事業を取り巻く環境は著しく変化しています。これらに対応するため、本経営戦略では、本市の下水道事業の現状と課題を踏まえ、持続可能な下水道事業の実現に向け、前経営戦略の基本方針である「安全で快適な下水道サービスを持続的・安定的に提供する」を継承し、その基本方針を実現するための取り組みとして、前経営戦略の3つの施策目標を包含しつつ、より幅広く姫路市の下水道事業全体で一体的に計画を推進していくための基本目標を新たに設定します。

まず、下水道の基本的な役割として「安全・安心」を1つ目の基本目標に掲げ、この「安全・安心」をさらに発展・充実させる課題として、2つ目の基本目標「環境保全」に取り組み、さらにこれら2つの基本目標を支える基盤として、経営としての「持続」を3つ目の基本目標に掲げ、基本方針の実現に向けた施策及び取り組みを進めていきます。



2 経営戦略の施策体系

基本方針の実現に向け、これまでの取り組みを継承およびアップデートし、基本目標の下に以下の 11 の施策を掲げます。

特に、耐震化と不明水対策については指標値が中核市平均等を下回っており、重点的に取り組む必要があります。

⇒ ・「施策 2 耐震化・耐水化*」

・「施策 10 情報技術等を活用した業務の効率化」… (2) 不明水対策の強化



第4章 施策及び主な取り組み

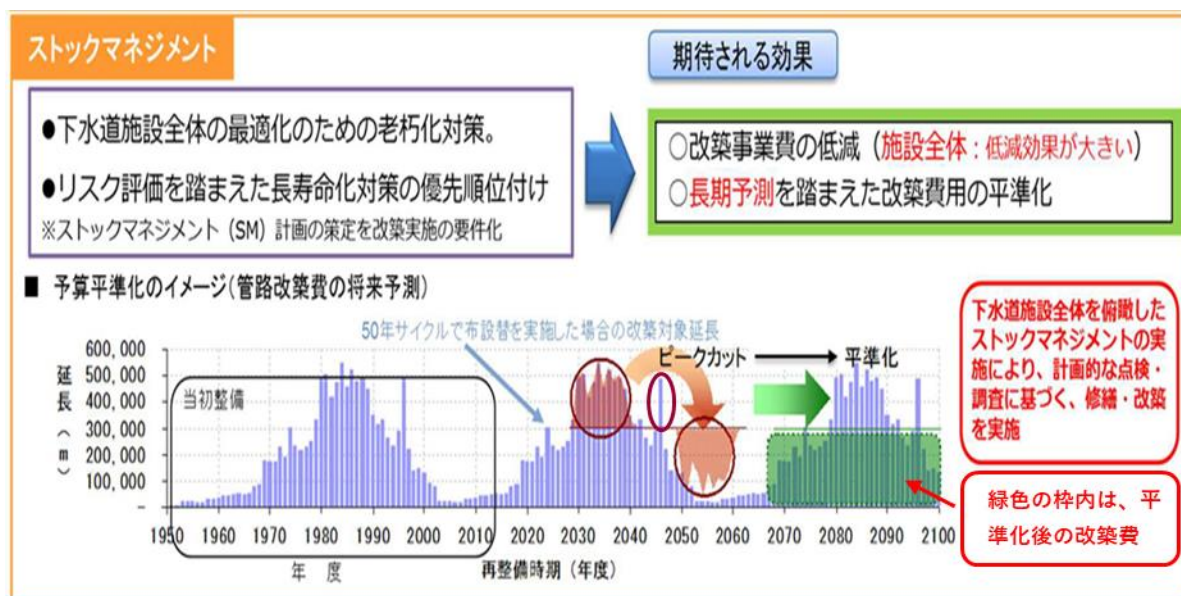
基本目標 1 安全・安心

施策 1 施設の老朽化対策

本市では平成5年度から平成12年度にかけて集中して下水道整備を行った結果、今後、多くの施設が改築更新時期（法定耐用年数経過時）を迎え、市民の皆さまが引き続き安心して下水道を使えるようにするためには、多額の更新費用が必要となります。

このため、膨大な施設の状況を客観的に把握、評価し、長期的な施設の状態を予測しながら下水道施設を計画的かつ効果的に管理するストックマネジメント計画を策定し、老朽化対策を進めていきます。

また、施設の更新に当たっては、過剰投資、重複投資とならないよう内容の精査を行うなど投資の合理化に取り組みます。



(1) 管渠の老朽化対策

➤ スtockマネジメント計画では、管渠総延長約 3,186km のうち、コンクリート管（約 660km）を中心とした管渠の調査、改築更新に取り組みます。管渠の調査については、従来の年間 20km の詳細調査に加え、管口からのカメラ調査など、年間 100km の簡易調査（スクリーニング調査*）を実施し、より広範囲の管渠の状況把握に努めるとともに、年間 10km の管更生等を実施します。

- 計画に基づき老朽化対策を推進することにより、年間の管渠改善率を 0.30%まで引き上げ、維持するとともに、管渠老朽化率については令和 16 年度末時点において 17.6%を目標に設定します。

経営戦略の目標

項 目	R5 実績	前期 R7～R11	後期 R12～R16
管渠老朽化率（累積）	7.3%	11.1%	17.6%
管渠改善率（年間）	0.17%	0.30%	0.30%

- 簡易点検、定期点検（法定）を実施し、改築更新の優先順位を設定するとともに、適正なメンテナンスを行うことで施設の長寿命化を図ります。

【カメラ調査実施管渠】

	管種内訳	備考
下水道管渠 約3,186km	コンクリート製等 約660km（約21%）	優先度の高い箇所（リスク大）から簡易点検・カメラ調査を実施する。
	塩化ビニール製 約2,520km（約79%）	塩化ビニール製の場合、維持管理上のリスクが小さい。基本的に簡易点検・カメラ調査の対象外とする。

（参考）管渠改築更新の考え方

第Ⅱ期ストックマネジメント計画では、塩化ビニール製の管渠は維持管理上のリスクが小さいため、コンクリート製等の管渠のみを対象としています。これにより、目標耐用年数*を待たずに早期のサイクルで点検・調査が可能となっています。

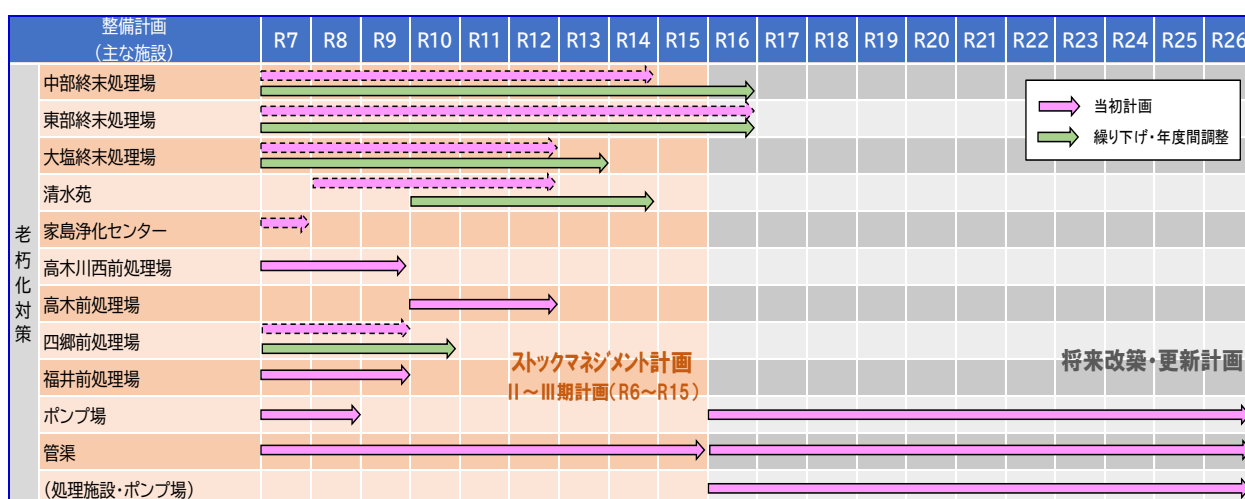
具体的には、被害規模×不具合の発生確率のリスクマトリクスに基づき、優先度の高い管渠を抽出し、簡易点検やカメラ調査により緊急度を判定します。緊急度により高い管渠から修繕・改築を行います。

➤ 優先度の判定方法

		リスク評価点					
高 発生確率のランク 低	5	11	16	20	23	25	
	4	7	13	18	22	24	
	3	4	9	15	19	21	
	2	2	6	10	14	17	
	1	1	3	5	8	12	
		E	D	C	B	A	
		小	被害規模のランク				大

(2) 処理施設の老朽化対策

➤ スtockマネジメント計画に基づき、処理施設の改築更新に取り組みます。



➤ 日常点検、定期点検、法定点検を実施し、適正なメンテナンスを行うことで施設の長寿命化を図るとともに、改築更新の優先順位を設定します。

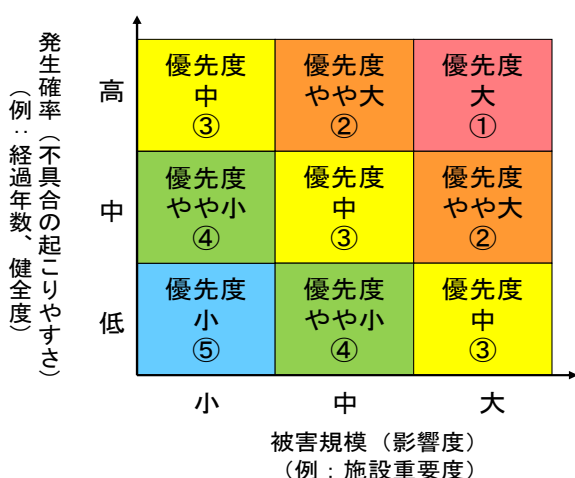
	施設内訳	目標耐用年数	備考
処理場 ポンプ場	機械設備	目標耐用年数: 17～34年	既存の処理場施設では、適切な維持管理により、40年経過後も機能しており、実績を踏まえ同様の延命化を図る。 計画的な点検・調査に基づき、設備の劣化に起因する事故・故障に関するリスクを判断し、優先度の高い箇所(リスク大)から修繕・改築を実施する。
	電気設備	目標耐用年数: 15年～30年	
	躯体	目標耐用年数: 75年	

※目標耐用年数の設定にあたっては、国のガイドラインや他事業体の事例、製造メーカーへの聞き取り、本市における使用実績等を踏まえ、標準的に使用できる年数として設定しています。

	目標耐用年数		設定根拠
機械設備	17～34年	標準耐用年数10～20年×1.7倍	・本市の使用実績 ・下水道事業のストックマネジメント実施に関するガイドライン 国土交通省水管理・国土保全局下水道部ほか
電気設備	15年～30年	標準耐用年数10～20年×1.5倍	
躯体	75年	標準耐用年数50年×1.5倍	・他事業体の事例※ ※土木・建築施設の実績は少ないため、今後調査を実施し、目標耐用年数の見直しに活用する。

(参考) 処理場、ポンプ場の機器等改築更新の考え方

姫路市の下水処理場、前処理場、ポンプ場は、古いもので昭和43年に供用を開始し、令和5年度末時点で55年が経過している施設もあり、全体的に施設の老朽化が顕在化しつつあります。そのため、持続可能な下水道事業の実現を目的に、長期的な改築事業費、施設状態の把握、また、リスク評価に基づく効果的な点検・調査計画及び修繕・改築計画を立案します。



ストックマネジメントを効率的・効果的に実践するために、「設備の劣化に起因する事故・故障」に関するリスクを評価し、改築・更新の優先度を、事故・故障の発生確率及び被害規模の2つの尺度で判断し、今後の改築事業量の予測や点検・調査及び修繕・改築の策定につなげます。

(3) 施設規模の適正化

- 投資の合理化を図るため、水需要の将来予測などに基づく設備能力の適正化(ダウンサイジング)及び処理施設の統廃合を検討し、将来必要とされる能力・規模で更新を行います。
- スtockマネジメント計画について、施設規模の適正化を踏まえた定期的な見直しを行います。

施策2 耐震化・耐水化

災害時においても下水処理場の機能を維持するため、施設の耐震化・耐水化に取り組めます。

(1) 下水道施設（管渠・処理場等）の耐震化

- スtockマネジメント計画に基づき、施設の改築更新に合わせた耐震化の推進に取り組めます。

(2) 下水道施設の耐水化

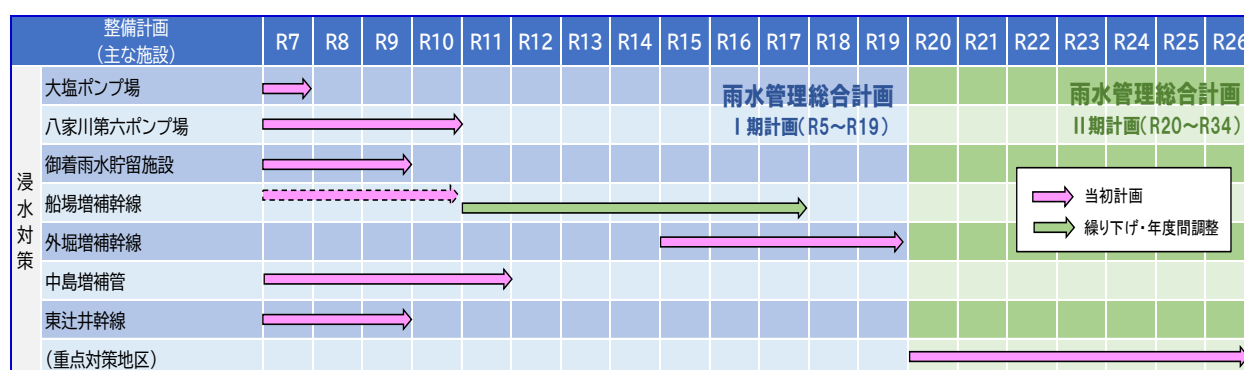
- 令和3年度に策定した姫路市耐水化計画（R4～R13）に基づき、施設の耐水化の推進に取り組めます。

施策3 浸水対策

多発する局地的豪雨に対応した浸水対策などの治水対策*を効果的・効率的に進めるため、河川部局との連携をより一層強化し、市民の皆様の命を守る取り組みを実施していきます。

(1) ハード面での対策

- 雨水管理総合計画*に基づき、貯留施設*や増補管*などの整備を推進します。



(2) 流域対策

- 雨水貯留タンク設置の助成の推進に取り組むほか、河川および農林部局と連携し、校庭貯留*や既存ため池の活用などに取り組めます。

雨水貯留タンクは、屋根に降った雨水を雨どいから集めて貯留する設備で、雨水を貯めることで側溝や下水道施設へ流れ込む雨水を抑制する効果が期待で

きます。貯まった雨水は、庭の花木への散水や打ち水等に有効利用することができます。治水と利水の効果が期待できます。

（３）ソフト面での対策

- 近年、気候変動の影響などにより、各地で浸水被害が頻発していることを受け、市民が自主的な避難や避難経路の確認などに活用できるよう、過去に内水氾濫*が発生した箇所や指定緊急避難場所等についてまとめた「内水ハザードマップ」を平成 29 年度に作成し、ホームページに公表するとともに、全戸配布を行いました。

今後は、予想される最大規模降雨によるシミュレーション結果に基づき定期的に内水ハザードマップを見直し、全戸配布に加えて自治会等と連携した地域住民への啓発を行うなど、内水ハザードマップの活用の推進に取り組むとともに、地域住民との連携による災害対応力の強化を図るため、市政出前講座*による住民説明の実施や防災訓練の実施について取り組みます。

施策 4 広域化・共同化（処理施設の統廃合）

（１）生活排水処理施設の公共下水道への統廃合

- 平成 26 年度末時点で 40 箇所の下水処理施設および汚水処理施設を抱え、それぞれの施設を維持管理していくのに多額の費用が必要であったこと、加えて、すでに供用開始後 20 年以上経過した施設も多く、老朽化による更新時期を迎え、多額の改築更新費用が見込まれることから、経営の効率化および投資の合理化を図るため、コミュニティ・プラントと農業集落排水処理施設を公共下水道へ接続し、統廃合を進めています。
- 令和 5 年 4 月時点でコミュニティ・プラント 1 か所、農業集落排水処理施設 14 か所を統合し、稼働している処理施設は 24 か所となっています。

引き続き、接続工事スケジュールに基づき施設の統廃合に取り組み、令和 17 年度での全てのコミュニティ・プラントと農業集落排水施設の統合完了を目指します。



(2) 前処理場の統廃合

- 本市の皮革関連産業は、古来から地場産業として栄えてきました。皮革排水は、獣毛やクロム等の化学物質を含み、有機物、固形物なども高濃度であり、各皮革工場での処理が困難なため、国・県の指導により一次処理施設として前処理場を整備しました。

しかし、近年皮革工場からの排水量が減少し、晴天日の処理能力に余剰が生じています。また、施設の老朽化も進んでおり、今後、本格的な改築更新時期を迎え、前処理場を維持していくためには、多額の費用が必要となります。そのため、前処理場の維持管理経費等の削減を目的に、高木前処理場と四郷前処理場の統合に向けて取り組んでいます。ただし、現状では、雨天時浸入水が大量に流入しており、統合には雨天時流入量を四郷前処理場の処理能力以下にする必要があるため、統合完了予定の令和10年度末に向けて、段階的に雨天時浸入水対策（雨・汚水分流化工事、管更生工事など）を実施しています。

整備計画 (主な施設)		R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
施設 統 合	安志・長野コミュニティ・プラント	→									
	菅生潤コミュニティ・プラントほか						→	→	→	→	→
	前之庄コミュニティ・プラントほか	→	→	→	→						
	船津北部農業集落排水ほか	→	→	→	→						
	南山田農業集落排水ほか					→	→	→	→	→	→
	高木前処理場	→	→	→	→						

施策5 危機管理体制の強化

下水道事業は、公共用水域の良質な水質の確保や生命・財産を守る浸水対策など市民の日常生活に欠くことができない重要なサービスを提供していることから、防災・減災等の対策に取り組む必要があります。

(1) マニュアルの整備

- 大規模災害の発生等のリスクに迅速に対応し、業務を継続できるよう、「姫路市上下水道事業業務継続計画（BCP）」を適正に運用していくとともに、定期的な見直し・拡充を図ります。

(2) 緊急時対応力の強化

- 民間事業者と合同での安全研修会や勉強会等を実施するなど、日頃から連携を強化し、事故や災害発生時の外部委託業者との的確な対応体制の整備に取り組めます。
- 職員研修等を活用し、さまざまな潜在的リスクに対し高い危機管理能力を備えた職員の養成に取り組めます。

【10年間の投資事業】

事業	管理指標	具体的な内容	目標 (R7~R16)
老朽化対策	污水管渠の簡易点検	管口からのカメラ調査など簡易点検の実施	1,000km
	污水管渠の調査延長	ストックマネジメント計画に基づく詳細調査の実施	200km
	污水管渠の更生延長	ストックマネジメント計画に基づく管更生工事の実施	100km
	処理場の改築更新	【施設の改築、設備の更新など】 中部処理場、東部処理場、大塩処理場、清水苑、家島浄化センター	5箇所
	前処理場の改築更新	【施設の改築、設備の更新など】 高木川西前処理場、高木前処理場、四郷前処理場、福井前処理場 ※高木前処理場は、四郷前処理場へ統合予定（R10完了予定）	4箇所
	ポンプ場の改築更新	施設の改築、設備の更新など	5箇所
耐震化 (災害時における機能確保)	重要な幹線等の耐震化率	【重要な幹線等の耐震化率】 R5 26.5%(24.3km/91.6km)→R16 30%(27.5km/91.6km) ※重要な幹線等…緊急輸送路の横断部等	30%
	処理場（揚水、消毒、沈殿施設）耐震化率	【処理場（揚水、消毒、沈殿施設）耐震化率】 R5 14.3%(1箇所/7箇所)→R16 42.9%(3箇所/7箇所)	42.9%
	ポンプ場（揚水施設）耐震化率	【ポンプ場（揚水施設）耐震化率】 R5 50%(8箇所/16箇所)→R16 62.5%(10箇所/16箇所)	62.5%
耐水化	下水道施設の耐水化	【姫路市耐水化計画に基づく耐水化工事の実施】 終末処理場 1 箇所（清水苑）、前処理場 3 箇所（高木、四郷、高木川西）、ポンプ場 11 箇所	15箇所
浸水対策	雨水処理施設の整備	【施設の建設、設備の設置など】 大塩ポンプ場、八家川第六ポンプ場、御着雨水貯留施設、中島増補管、東辻井幹線	5箇所
施設統廃合	コミュニティ・プラントと農業集落排水処理施設の公共下水道への統廃合	【管渠の整備、設備の設置など】 コミュニティ・プラント（前之庄、古知、置塩南、寺、菅生澗、安志・長野） 農業集落排水（多田、北山田、南山田、西山田、牧野、太尾、船津北部、上野、船津南部、打越・毛野） 城山浄化センター	17箇所
	前処理場の統廃合	【管渠の整備、設備の設置など】 高木前処理場の四郷前処理場への統廃合（R10完了予定）	1箇所

基本目標 2 環境保全

施策 6 公共用水域の水質保全

(1) 水質管理の強化

- 下水処理場から排出される放流水には、下水道法・水質汚濁防止法などにより排水基準が設けられているため、処理場の放流水等の定期的な水質検査や、事業場への立入検査等の監視・指導の実施など、検査体制の充実に取り組み、排水基準を順守し、公共用水域の水質の保全に努めます。

(2) 下水道放流水に含まれる栄養塩類の能動的管理

- 豊かな瀬戸内海の再生に向けた取り組みとして、本市の産業部局と連携を図りつつ、運転管理による栄養塩（主に窒素）の排出のコントロール（排水基準を守りつつ、適度に栄養塩を排出）を平成 27 年度から実施しています。
- 今後も引き続き、兵庫県の栄養塩類管理計画（R4.10 月策定）に基づき、沿岸部の下水処理場（家島浄化センター、中部析水苑、東部析水苑、大の析水苑）において季節別栄養塩管理運転を実施し、栄養塩の循環バランスに配慮した運転管理に取り組みます。

施策 7 GX の推進による環境負荷の低減

下水処理施設は、揚水、曝気（酸素供給）、污泥の脱水など、汚水処理の過程で大量の電力を消費するため、環境負荷の面で大きな課題があります。エネルギー消費の削減、再生可能エネルギー*の利用、資源の循環利用など、様々な取り組みにより、環境負荷の低減に貢献します。

(1) 下水道資源の再利用の促進

- 污泥の有効活用の研究や再生水の利用拡大に引き続き取り組むほか、下水熱の有効活用の研究について、情報発信の拡大によるマッチングの推進や他事例調査の継続などに取り組みます。

(2) ゼロ・カーボンシティ*推進の検討

- 脱炭素推進の取り組みについて、新技術の活用や他部局との連携により研究・検討を進めるほか、省エネ機器の導入による下水道施設の省エネルギー化およ

び太陽光発電（メガソーラー）による再生可能エネルギーの利活用に引き続き取り組みます。

経営戦略の目標

項 目	R5 実績	R7 ～ R16
処理水量 1 m ³ 当たりの使用 電力量 (kWh/m ³)	0.293	0.252

基本目標 3 持続

施策 8 経営基盤の強化

人口減少、節水機器の普及及び節水意識の向上に伴い、有収水量が減少していくことが見込まれる中、安定的な使用料収入の確保に取り組むとともに、使用料以外の収入の確保についても継続して取り組み、経営基盤の強化を図ります。

(1) 下水道使用料体系の適正化

- 将来にわたって安定的な使用料収入を確保していくため、水需要の減少の影響を受けにくく、人口減少社会に対応した使用料体系や、使用水量に応じた適正な使用料体系について、引き続き調査・研究を行い、定期的な体系の見直しに取り組みます。

(2) 収納率向上対策の強化

- 収納率向上対策の強化により自主財源の確保に取り組み、経営基盤の強化を図ります。
 - ・ 電話・書類催告による未収金対策の継続
 - ・ 井戸水使用水量の適正な把握
 - ・ 債権整理室への積極的な債権移管
 - ・ 新技術の活用（自動で滞納者に電話をかけるサービスなど） 等

(3) 処理区域内での早期水洗化の促進

- 未水洗家屋の実態把握調査と調査結果に基づく計画的・効率的な指導について取り組みます。

(4) 資産の有効活用

- 未利用地の有効活用について、継続・拡大に取り組みます。

(5) 資金管理・調達に関する取り組み

- 手持ち資金の安全かつ有利な方法での運用による利息収入の確保に取り組みます。
- 皮革排水処理への財政支援として、県の皮革排水特別対策費補助金の補助対象拡大について引き続き要望していくほか、その他の助成制度の創設や拡大についても国や県に要望していきます。

経営戦略の目標

項 目	R5 実績	R7 ～ R16
経費回収率	98.5%	100%以上
収納率	99.3%	99.8%

施策 9 組織の活性化と人材の育成

持続可能な下水道サービスの実現において、技術職員の不足は喫緊の課題となっており、今後も見込まれる業務量の増加に対応していくため、技術継承や体制構築のための取り組みのほか、業務のマニュアル化や、他事業・他業務との連携を図り、合理的・効率的に事業を進められる組織を目指します。

(1) 人材育成の推進

- ベテラン職員の異動・退職等により、業務に支障をきたさぬよう、専門的な知識・技術の正確な継承と、職員の技術力向上のため、職員研修の実施や局内での勉強会の開催など、様々な研修の機会を確保し、中長期的に下水道事業を担う職員の育成に取り組むほか、下水道史の作成について取り組みます。

(2) 組織体制の適正化

- 全体の業務量が増加していく中で、事業推進のための体制を構築するため、必要な職員数の確保に取り組むとともに、投資事業の拡大や災害時の対応力確保などを踏まえた人員配置の適正化に取り組めます。
- 組織の合理化・効率化を図るため、属人化している業務のマニュアル化のほか、局内での人材の相互支援について、効果を検証しつつ取り組んでいきます。
- その他、組織体制の適正化のための取り組みとして、引き続き、水道料金および下水道使用料の同時徴収や、給水装置設備*および宅内排水設備*の同時検査、街路事業・道路事業・土地区画整理事業等の他事業との合併施工の推進などに取り組んでいきます。

施策 10 情報技術等を活用した業務の効率化

(1) DX*の推進

- デジタル技術の活用により業務改善を図り、さらなる業務の効率化に取り組んでいきます。
 - ・ 水道・下水道企業会計システムの統合
 - ・ AI を活用した事務負担軽減（業務文書およびメール等の骨子作成など）
 - ・ 電子申請の対象業務の拡大
 - ・ 施工管理のDX化
 - ・ 新しい技術の情報収集 等

(2) 不明水対策の強化

- 中核市平均を大きく下回っている有収率を改善し、経営の効率化を図るため、不明水対策に重点的に取り組みます。
- 不明水調査や対策工事などの過去の取り組みの評価、不明水発生要因、今後の対策方針などを「不明水対策計画（仮称）」にまとめ、計画に基づき点検調査、継手のずれなどの不具合箇所の修繕、管更生工事などに取り組むこととします。
- 不明水発生の原因を正確に把握するため、目視調査、流量計によるエリア調査等による原因調査や AI による音響データを用いた雨天時浸入水発生エリアの絞り込みに取り組みます。
- 取組結果を評価し、必要に応じて計画を修正します。この一連の流れを継続し、有収率改善を図ります。

経営戦略の目標

項 目	R5 実績	前期 R7～R11	後期 R12～R16
有収率	65.6%	70.0%	72.5%

(3) 民間技術・ノウハウの活用

- 持続可能な事業運営を目指して、引き続き、民間技術等を積極的に活用し、

さらなる経営の効率化を図ります。

- ・ 包括的民間委託の効果検証および検証結果を踏まえた導入拡大の検討
- ・ ウォーターＰＰＰ*の導入
- ・ 日本下水道事業団への設計、工事委託 等

施策１１ 情報発信機能の強化

今後ますます厳しい経営環境を迎える中で、持続可能な下水道サービスを実現するためには、下水道使用者として下水道事業の経営を支える市民の皆さまの理解と協力が不可欠です。

（１）多角的な情報発信の実施

➤ 様々な媒体を活用し、積極的かつ分かりやすい情報提供に努めるとともに、下水道事業に対する関心を持っていただくための手法も検討し、効果的な情報発信に取り組みます。

- ・ 上下水道局広報誌「ＭＩＺ！」の発行
- ・ ひめじ動画チャンネル内再生リスト「ＭＩＺ！ＢＯＸ」での動画公開
- ・ その他ＳＮＳを活用した新たな情報発信
- ・ 検針票の裏面等を活用した情報発信
- ・ マンホールカードの配布 等

（２）市民との協働による広報・広聴

➤ 下水道使用者の意見をよりの確に把握するための方法の研究、検討を行い、多様化する市民の生活スタイルに対応した質の高いサービス提供に取り組んでいきます。

- ・ 上下水道に関する新たな啓発および広聴活動の検討・実施（みっズ隊）
- ・ 下水道施設の見学
- ・ 下水道啓発作品コンクールへの出展 等

その他経営指標の一覧

視点	指標	望ましい方向	R5実績	前期 R7～R11	後期 R12～R16	算式
(1) 経営の健全性	経常収支比率(%)	↑	100.0	102.5	102.3	経常利益÷経常費用
	累積欠損金比率(%)	↓	—	—	—	当年度未処理欠損金 / (営業収益－受託工事収益)
	流動比率(%)	↑	55.3	141.4	383.3	流動資産 / 流動負債
	企業債残高対事業規模比率(%)	↓	619.5	502.5	542.4	(企業債残高合計－一般会計負担額)/(営業収益－受託工事収益－雨水処理負担金)
(2) 経営の効率性	污水处理原価(円/㎡)	↓	165.7	182.2	182.5	污水处理費(公費負担分を除く) / 年間有収水量
	施設利用率(%)	↑	63.3	63.4	62.0	晴天日一日平均処理水量 / 晴天日現在処理能力
	水洗化率(%)	↑	98.2	98.3	98.5	現在水洗便所設置済人口 / 現在処理区域内人口
(3) 老朽化の状況	有形固定資産減価償却率(%)	↓	35.3	44.4	51.6	有形固定資産減価償却費累計額 / 有形固定資産のうち償却対象資産の帳簿価格

第5章 投資・財政計画

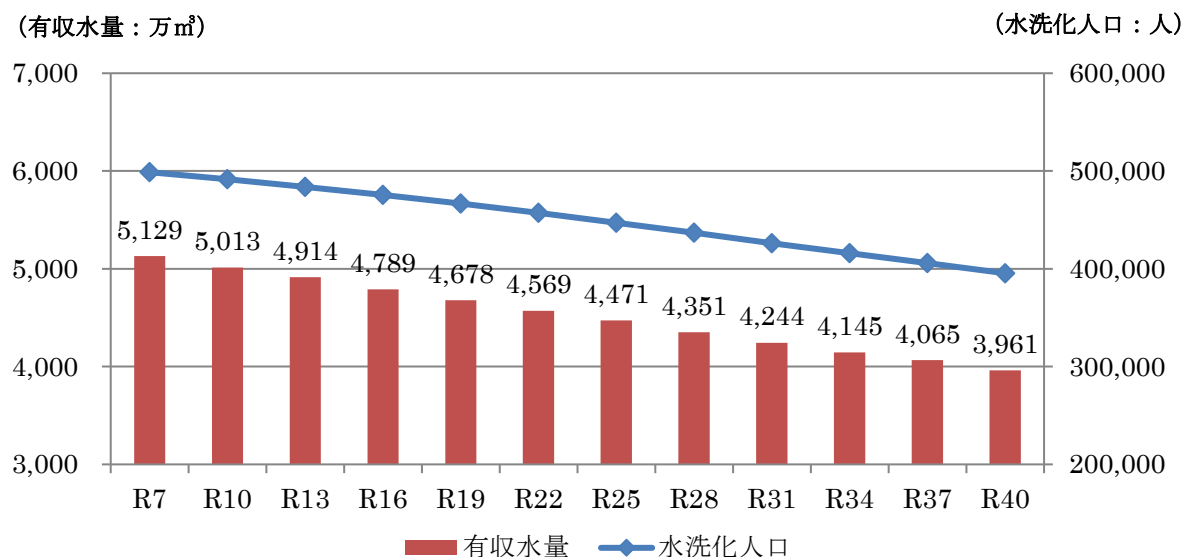
1 今後の収支見通し

(1) 水需要の見通し

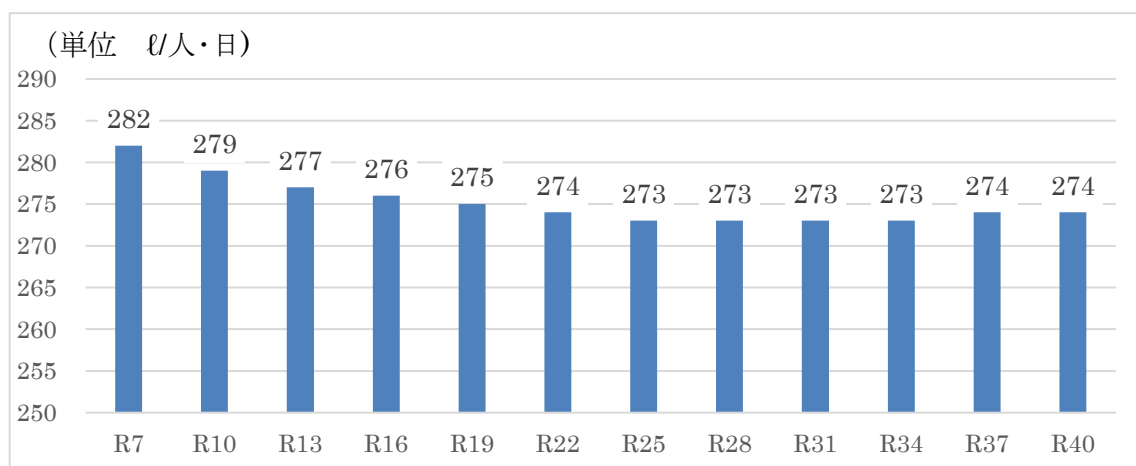
➤ 水洗化人口については、国立社会保障・人口問題研究所*の姫路市人口推計をベースに算出した結果、人口減少に伴い減少していく見通しです。

有収水量については、水洗化人口の減少及び節水機器の普及や節水意識の高まりに伴う1人1日当たりの使用水量の減少が見込まれるため、減少していく見通しです。

水洗化人口と有収水量の見通し



1人1日当たり使用水量の見通し

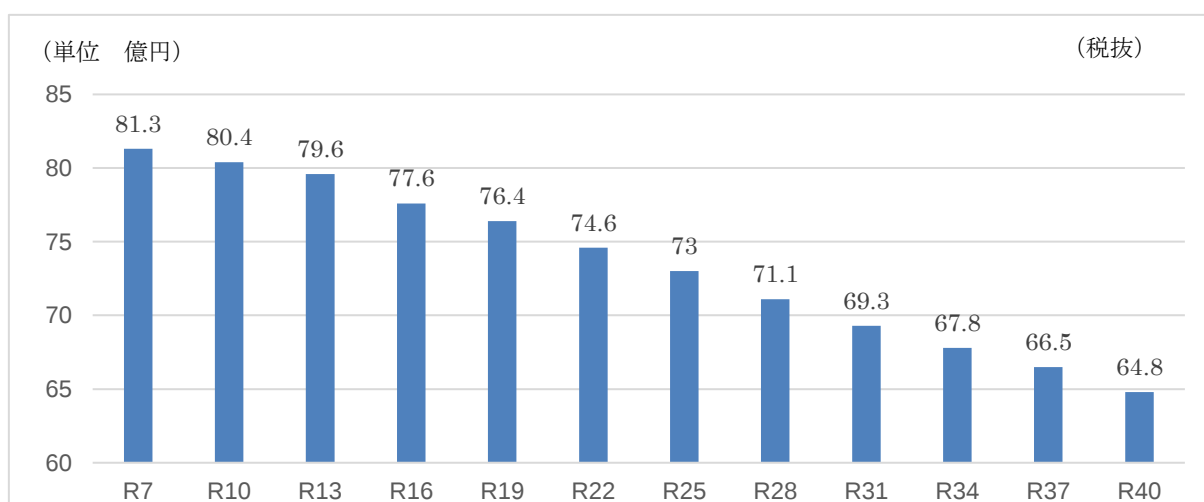


（２）下水道使用料収入の見通し（現行の使用料水準を維持した場合）

- 公共下水道事業の一般汚水使用料は、令和 5 年度時点で約 81 億円となっており、以降は水洗化人口の減少等により、使用料収入は減少傾向が見込まれますが、コミュニティ・プラントおよび農業集落排水処理施設の公共下水道への統廃合の進捗により使用料収入の増加が見込まれるため、令和 7 年度も約 81 億円となる見込みです。

しかしながら、その後は水洗化人口の減少等に伴って、下水道使用料収入は減少し、厳しい経営環境になると考えています。

一般汚水使用料の見込み（公共下水道事業）



（３）中長期の投資事業費（投資計画の見直し）

① 物価（労務費含む）上昇の影響の見通し

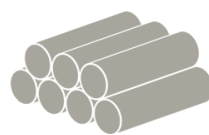
- 国内・世界情勢や円安などの影響により建設資材価格や労務費が上昇し続けており、前経営戦略策定時の想定を超えていることから中長期の投資額にも乖離が生じています。

【物価上昇に関連する指標】



※建設デフレーター：基準年度（H27）の実質額に変換する指標

【建設資材単価】



建設資材総合

27%up

（R1 ⇒ R5）

建設資材単価：建設総合の全国平均値
（引用：建設物価2023年12月）



生コンクリート

※姫路市統一単価

34%up



15%up

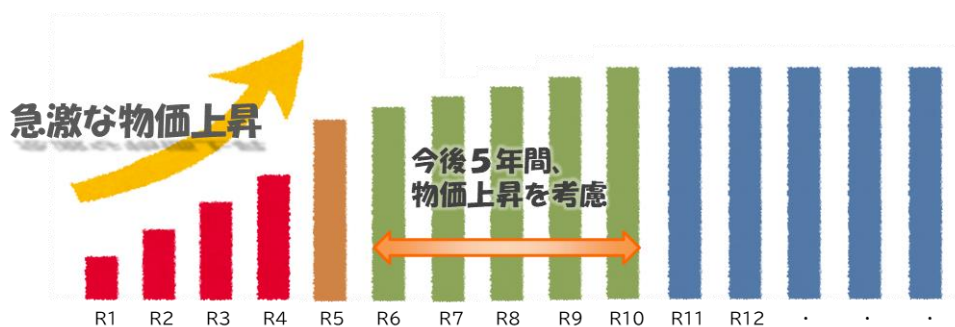
（R1 ⇒ R5）

労務単価：全職種の全国平均値
（引用：国土交通省）

- 物価上昇の影響は、今後も続くと想定されるため、以下のとおり事業費に物価の上昇率（デフレーター）を反映します。

【デフレーターの設定概要】

- ・過去の実績値をベースに R5 から 5 年間、物価上昇を見込む
（浸水対策事業は施設計画策定の H28 から 13 年間）
- ・その後の設定は、今後の計画見直し時に検討

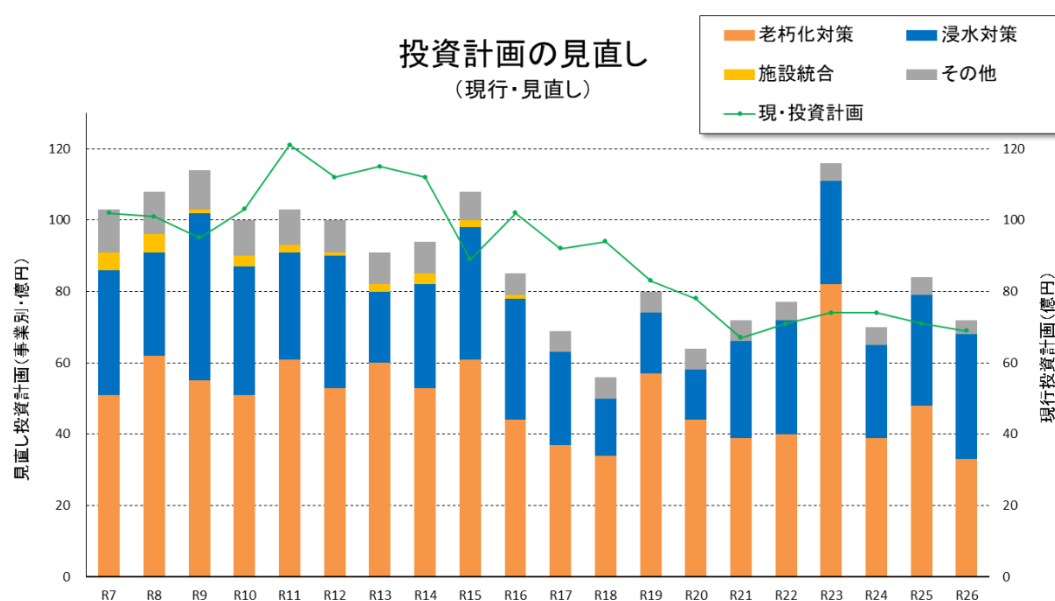


② 事業の平準化

- 老朽化対策や浸水対策は喫緊の課題であることから、当初の計画では改築・更新や施設整備は早期実施に集中していましたが、見直し後は、各施設の整備時期ができる限り重ならないよう、また設備ごとに分散して実施するなど事業の平準化を図っています。

③ 事業の優先順位見直し

- 老朽化対策では、法定耐用年数サイクルで改築するのではなく、長期的な視点で下水道施設全体の老朽化の進展状況を考慮し、施設の点検・調査、修繕・改築を実施します。（ストックマネジメント計画）
- 浸水対策では、令和5年4月策定の「雨水管理総合計画」に基づき、優先的に実施すべき地区（重点対策地区）から整備を進めます。
- 事業の優先順位を再考し、スケジュールを見直します。



今後の投資額の見込（概算・下水道事業全体）（消費税込）

事業	今後10年間の投資額 (R7～R16)	今後20年間の投資額 (R7～R26)
老朽化対策事業	約 550億円	約 1,004億円
浸水対策事業	約 335億円	約 588億円
処理施設統廃合	約 25億円	約 25億円
その他 (未普及対策等)	約 61億円	約 79億円
建設改良費計	約 971億円	約 1,695億円

建設改良費	今後の10年間(R7～R16)		今後の20年間(R7～R26)	
	全事業	浸水対策 以外の事業	全事業	浸水対策 以外の事業
前・経営戦略の 投資計画	約 1,052億円	約 574億円	約 1,825億円	約 1,077億円
見直し後の 投資計画	約 971億円	約 636億円	約 1,695億円	約 1,108億円
差 引	約 81億円 ↓	約 62億円 ↑	約 130億円 ↓	約 31億円 ↑

※ 揖保川流域下水道事業への建設負担金、事務費等は見込んでいません。

（４）維持管理費および資本費の見通し

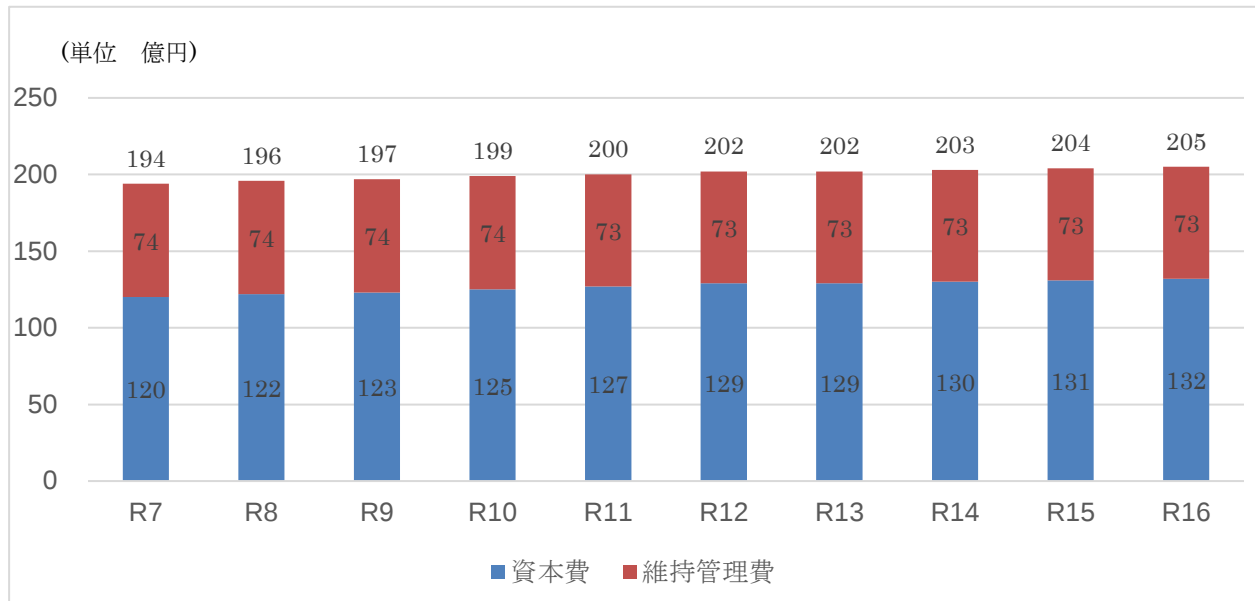
- 投資事業費の考え方に合わせて、R5 から 5 年間、物価上昇を見込みます。

※物価上昇は、内閣府の中長期の経済財政試算（ベースラインケース）の消費者物価上昇率より、下記のとおり見込むものとする。

項目/年度	R7	R8	R9	R10	R11以降
消費者物価上昇率(%)	1.2	0.8	0.7	0.7	0

- 下水道事業全体の維持管理費は、水量の減少に伴い緩やかに減少していく見込みですが、資本費は改築・更新による投資事業の増加に伴い増加していく見込みとなっており、全体としては増加していく見通しです。

維持管理費と資本費の見込（下水道事業全体）



（５）収支見通し（現行の使用料水準を維持した場合）

- 「（１）水需要の見通し」から「（４）維持管理費および資本費の見通し」までを踏まえた上で、現行の下水道使用料を維持した場合の収支見通しを次ページに掲載しています。

経常収支は収支均衡（純損益 0 円）で推移しますが、収益的収入の内訳を見た場合、下水道使用料は減少傾向となり、それに対し、一般会計繰入金が増加傾向となる見込みです。

また、企業債残高については、投資事業の増に伴い、増加していく見込みです。

収支見通し（現行の使用料水準を維持した場合）

（億円）

項目/年度	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
収益的収入	194	196	197	199	200	202	202	203	204	205
下水道使用料	87	87	87	86	85	84	84	83	83	82
長期前受金戻入	41	42	42	43	43	44	44	44	44	45
一般会計繰入金	64	66	67	69	70	72	72	74	75	77
その他	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
収益的支出	194	196	197	199	200	202	202	203	204	205
維持管理費	74	74	74	74	73	73	73	73	73	73
資本費	120	122	123	125	127	129	129	130	131	132
経常収支	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
経常収支 (分流式繰入除く)	△ 27	△ 29	△ 31	△ 33	△ 34	△ 35	△ 36	△ 38	△ 39	△ 40
資本的収入	117	116	120	103	104	99	90	92	107	83
国庫補助金	38	40	43	37	38	35	31	33	40	30
企業債	61	63	67	58	60	60	56	56	64	51
一般会計出資金	17	12	9	7	5	3	2	2	2	1
その他	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
資本的支出	188	189	188	167	165	156	147	148	162	137
建設改良費	106	111	117	103	106	103	95	97	112	88
企業債償還金	82	78	71	64	59	53	52	51	50	49
収支	△ 71	△ 73	△ 68	△ 64	△ 61	△ 57	△ 57	△ 56	△ 55	△ 54
企業債残高	792	776	772	767	769	776	780	785	799	801

収支不足分については、一般会計から繰入（分流式下水道*等に要する経費*）することで、収支均衡としています。

2 財源試算

（１）基本方針

- 持続可能な下水道事業を実現するには、投資事業に必要な財源を確保した上で、**投資試算**（投資事業にかかる費用の見通し）と**財源試算**（下水道使用料などの財源の見通し）を均衡させる必要があります。

（２）下水道使用料

① 基本的な考え方

- 公営企業の料金は、「公正妥当なものでなければならず、かつ、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な経営を確保するこ

とができるものでなければならない。」とされています。また、下水道における経費の負担区分は、原則として、雨水処理に要する費用は公費で、汚水処理に要する費用は下水道使用者が使用の量に応じて、私費（下水道使用料）で負担することとされています。（雨水公費・汚水私費の原則*）

- 一般的に下水道整備には長期間を有するため、整備途上で普及率の低い段階においては、十分な使用料収入が得られないため、普及が進むまでの間、過渡的に一般会計が支援することも止むを得ないとされるところですが、普及率が上昇したにも関わらず、恒常的に多額の繰入れを続けていくことは、受益者負担の原則*や独立採算制の原則*からも適正な状況とはいえず、段階的に見直しを図っていく必要があります。

② 本計画期間内における下水道使用料の考え方

- 本経営戦略の策定に合わせ、使用料水準についても見直しを行いますが、その際の主な検討事項として 2 点あり、1 点目は、汚水処理に係る経費（使用料対象経費*）の回収についてです。

使用料対象経費については、全額を下水道使用料で賄う必要がありますが、日本下水道協会*編「下水道使用料算定の基本的考え方*」に基づき、令和 7～11 年度までの 5 年間分について、使用料対象経費の算定を行った結果、現行の使用料水準では、経費に対し使用料収入が約 39 億円不足する見込みとなりました。

したがって、不足額の約 39 億円について下水道使用料で賄えるよう、使用料水準を見直す必要があります。

- 使用料水準の見直しに係る検討事項の 2 点目は、資産維持費の算入についてです。

資産維持費とは、将来の施設更新に必要な資金を積み立てることを目的とするもので、近年の物価上昇を踏まえ、将来の急激な値上げを抑制するためにも、適正な額を算入しておく必要があります。

「下水道使用料算定の基本的考え方」に基づき、5 年間の使用料収入に算入すべき資産維持費を算出した結果、資産維持費の額は 25 億円となりました。

この 25 億円についても下水道使用料で賄えるよう、使用料水準を見直す必要があります。

- 今後も引き続き、本経営戦略に基づき、使用料対象経費の削減や収納率向上に努める一方で、適正かつ公平な負担となるように、市民の皆さまの理解を得ながら、使用料の定期的な見直しを進めていく必要があります。
- 以上を踏まえ、本計画期間内における下水道使用料の考え方は、次のとおりとします。

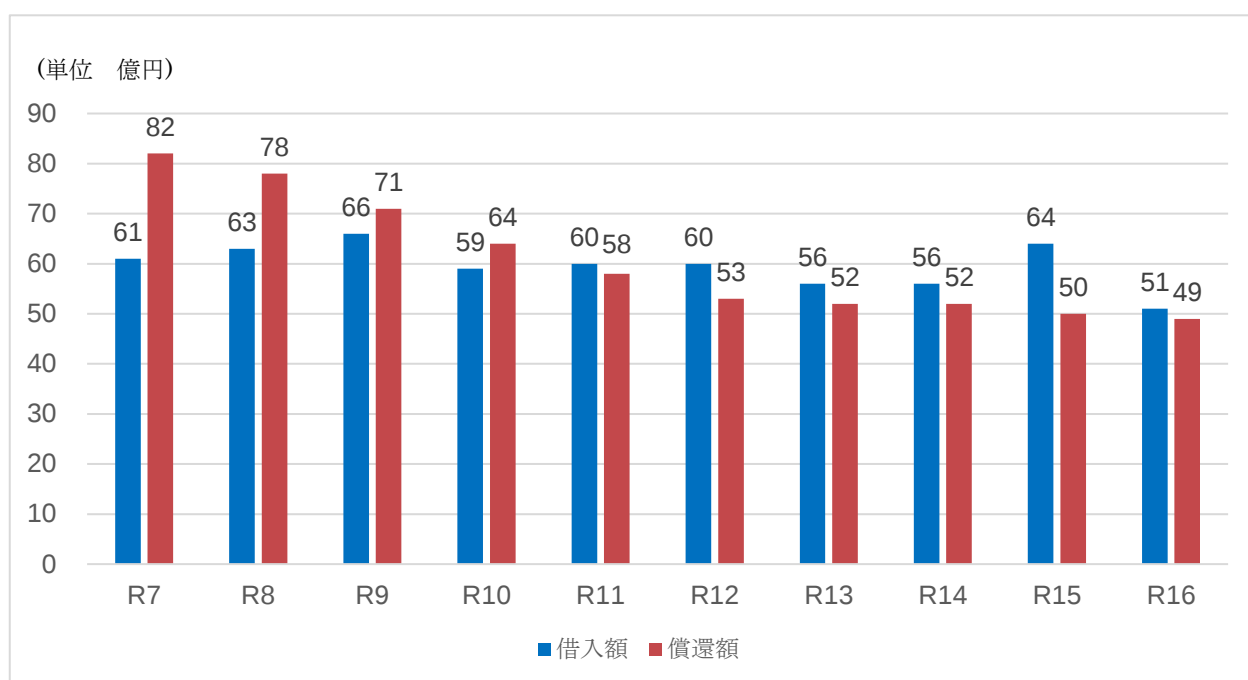
◆ 下水道使用料の考え方

- ・ 令和 7～11 年度までの 5 年間で、使用料対象経費および資産維持費を適正に回収するため、令和 7 年度に平均 15.8%の使用料改定を実施（64 億円の使用料収入を確保）
- ・ 5 年後の令和 12 年度に、本経営戦略の中間見直しに合わせて使用料の見直しを実施

（3）企業債

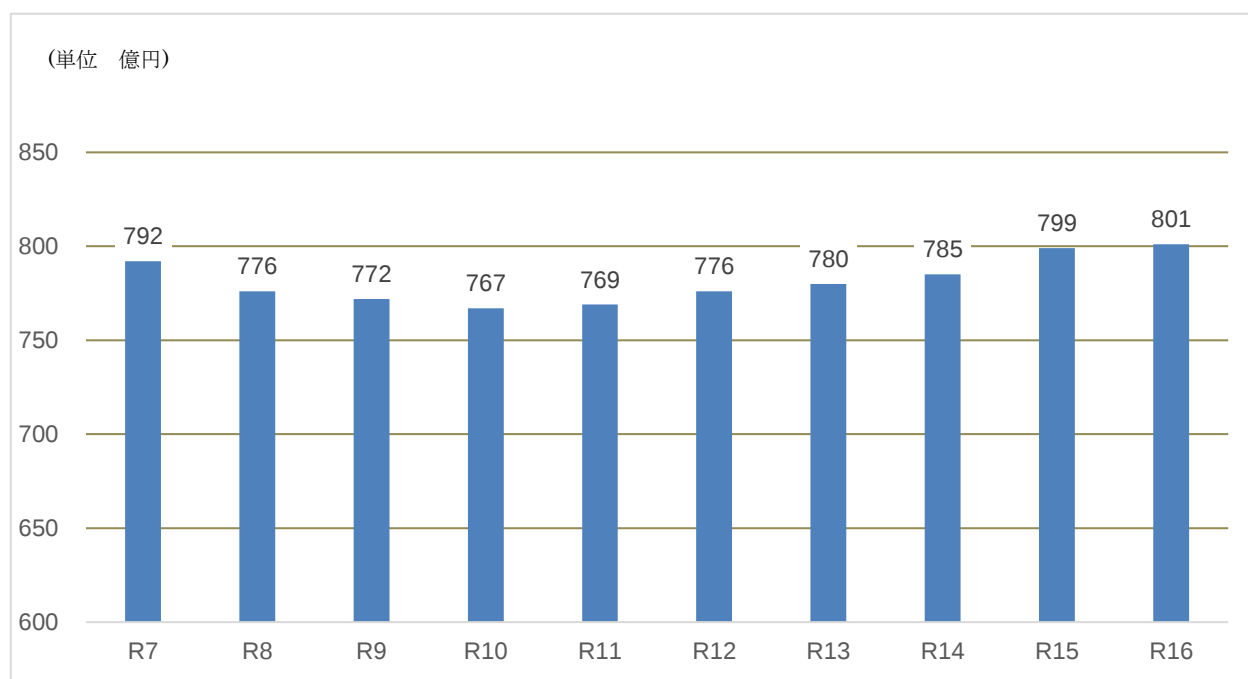
- これまでは、企業債の新規借入額は、原則として償還額の範囲内とすることにより、企業債残高の削減に努めてきましたが、老朽化対策や耐震化などの投資事業量の増加に伴い、今後は企業債の発行額も増やしていく必要があります。
- また、下水道事業において発行する企業債には国からの地方交付税措置*があるため、原則、可能な限り企業債の発行を行います。

企業債の新規借入額と償還の見込み



現在は借入額よりも償還額の方が多く、企業債残高は減少傾向にありますが、令和 11 年度以降は、借入額が償還額を上回る状況が続く見込みです。

企業債残高の見込み（全体）



姫路市の下水道事業全体の企業債残高は、令和 10 年度までは減少が続きますが、令和 11 年度以降は増加に転じる見込みです。

(4) 一般会計からの繰入金

- 一般会計からの繰入金には、毎年度、総務省から通知される「地方公営企業繰出金について」に定める繰出しの基準に基づく繰入金（基準内繰入金*）とそれ以外の基準に基づかない繰入金（基準外繰入金*）があります。

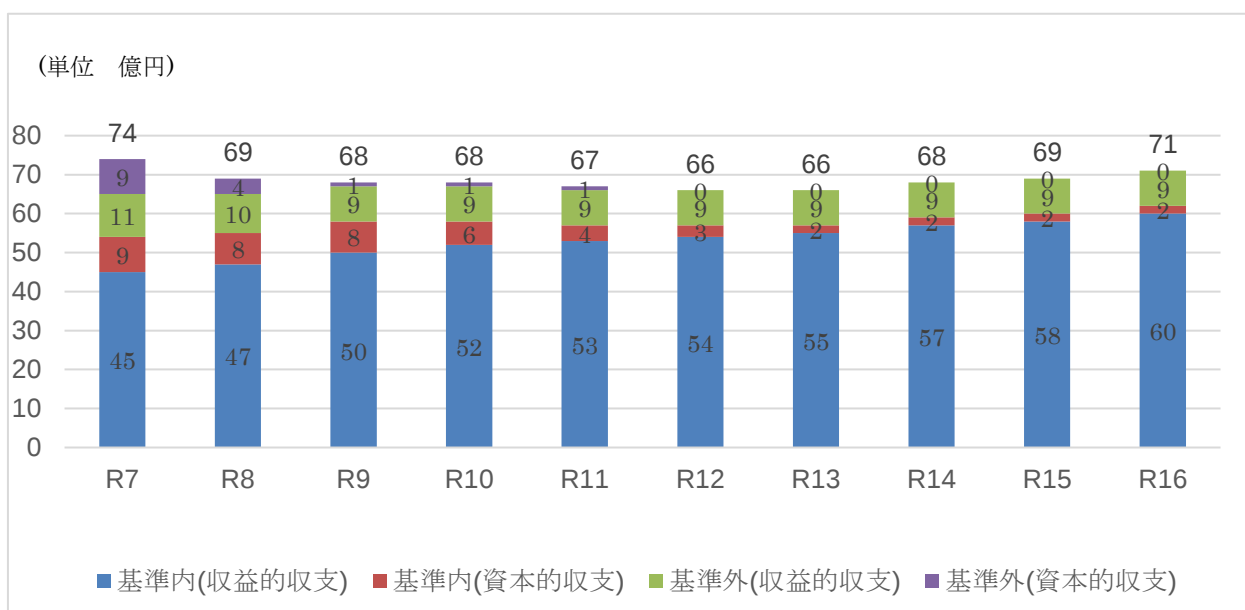
下水道事業において、雨水処理に要する費用等は、一般会計が負担する経費として基準内繰入金とされており、基準外繰入金はそれ以外の収支不足の補てん等に充てるため、地方公共団体独自の政策判断による繰入金です。

- 基準内繰入金のうち「**分流式下水道等に要する経費**」については、適正な使用料を徴収してもなお使用料で回収することが困難な経費に対する繰入金として、資本費の使用料不足分が対象となっており、安易に使用料不足額全額を繰入れすることは適切ではありません。

「分流式下水道等に要する経費」の算定に当たっては、総務省の繰出基準の趣旨に沿って、維持管理費や使用料の減少による使用料不足分を除いた適正な額を算出し、繰り入れます。

- 本市は、他都市と比較して繰入金の割合が大きくなっています。今後も、一層の自助努力により繰入金の削減に努め、独立採算制の原則に立脚した経営に取り組みます。

一般会計からの繰入金の見込（使用料改定後）



(5) 投資・財政計画（使用料改定後）

- 収支見通し及び財源試算を踏まえ、投資・財政計画の見直しを行いました。
- 46 ページの収支見通しの表と比較した場合、使用料改定の効果により、収益的収入の下水道使用料が増加し、一般会計繰入金は減少します。

また、下水道使用料の増加分のうち、資産維持費として算入した分を積み立てるには、資産維持費相当額を利益として計上する必要があるため、経常収支は黒字化します。

- 収益的収支*及び資本的収支*の詳細な内容については、次ページ以降に掲載しています。（総務省「経営戦略ひな形様式」を使用）

投資・財政計画（使用料改定後）

（億円）

項目/年度	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
収益的収入	199	201	202	204	205	207	207	208	209	210
下水道使用料	100	100	99	98	98	97	97	96	96	94
長期前受金戻入	41	42	42	43	43	44	44	44	44	45
一般会計繰入金	56	57	59	61	62	64	64	66	67	69
その他	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
収益的支出	194	196	197	199	200	202	202	203	204	205
維持管理費	74	74	74	74	73	73	73	73	73	73
資本費	120	122	123	125	127	129	129	130	131	132
経常収支	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
経常収支 (分流式繰入除く)	△ 19	△ 21	△ 23	△ 25	△ 26	△ 28	△ 28	△ 30	△ 31	△ 32
資本的収入	117	116	120	103	104	99	90	92	107	83
国庫補助金	38	40	43	37	38	35	31	33	40	30
企業債	61	63	67	58	60	60	56	56	64	51
一般会計出資金	17	12	9	7	5	3	2	2	2	1
その他	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
資本的支出	188	189	188	167	165	156	147	148	162	137
建設改良費	106	111	117	103	106	103	95	97	112	88
企業債償還金	82	78	71	64	59	53	52	51	50	49
収支	△ 71	△ 73	△ 68	△ 64	△ 61	△ 57	△ 57	△ 56	△ 55	△ 54
企業債残高	792	776	772	767	769	776	780	785	799	801

3 投資・財政計画等

収益の収支（税抜）

区 分 \ 年 度			令和7年度	令和8年度	令和9年度
収 益 的 収 入	収 益	1. 営 業 収 益 (A)	12,085,033	12,063,970	12,059,058
		(1) 料 金 収 入	10,054,089	9,981,603	9,967,425
		(2) 受 託 工 事 収 益 (B)	35,192	35,192	35,192
		(3) そ の 他	1,995,752	2,047,175	2,056,441
		(雨 水 処 理 負 担 金)	1,879,357	1,930,780	1,940,046
	収 入	2. 営 業 外 収 益	7,861,463	8,055,077	8,164,055
		(1) 補 助 金	3,691,349	3,832,511	3,957,108
		他 会 計 負 担 金	2,634,615	2,793,454	3,014,019
		その他補助金(基準外)	1,056,735	1,039,058	943,090
		(2) そ の 他	25,022	25,022	25,022
収 益 的 支 出	収 益	(3) 長 期 前 受 金 戻 入	4,145,092	4,197,544	4,181,925
		収 入 計 (C)	19,946,497	20,119,047	20,223,113
		1. 営 業 費 用	18,116,018	18,335,374	18,490,709
		(1) 職 員 給 与 費	606,372	606,206	598,107
		基 本 給	299,356	299,356	295,255
	支 出	退 職 手 当			
		そ の 他	307,016	306,850	302,852
		(2) 経 費	6,593,324	6,623,360	6,582,148
		動 力 費	808,802	804,148	787,772
		修 繕 費	205,772	206,027	196,319
経 常 損 益	支 出	材 料 費	18,168	18,168	18,168
		そ の 他	5,560,581	5,595,017	5,579,890
		(3) 減 価 償 却 費	10,864,365	11,059,032	11,266,898
		(4) 資 産 減 耗 費 (固 定 資 産 除 却 費 他)	51,957	46,776	43,556
		2. 営 業 外 費 用	1,328,009	1,283,662	1,230,260
	支 出	(1) 支 払 利 息	1,125,881	1,082,738	1,033,386
		雨 水 分	182,217	191,001	191,005
		汚 水 分	943,664	891,737	842,381
		(2) そ の 他	202,128	200,924	196,874
		支 出 計 (D)	19,444,027	19,619,036	19,720,969
経 常 損 益 (C)-(D) (E)		502,470	500,011	502,144	
特 別 利 益 (F)		0	0	0	
特 別 損 失 (G)		0	0	0	
特 別 損 益 (F)-(G) (H)		0	0	0	
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)		502,470	500,011	502,144	
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)		692,580	1,192,591	1,694,734	
流 動 資 産	資 産 (J)		4,461,777	5,003,332	6,248,128
	う ち 未 収 金		1,444,774	1,450,730	1,468,105
	流 動 負 債 (K)		9,595,692	8,916,976	8,272,656
	う ち 建 設 改 良 費 分		7,799,817	7,079,557	6,365,878
流 動 負 債	う ち 一 時 借 入 金		0	0	0
	う ち 未 払 金		1,701,463	1,743,007	1,812,366

(単位 千円)

令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
12,011,000	11,971,531	11,917,237	11,886,122	11,775,814	11,719,635	11,676,243
9,871,684	9,803,678	9,737,052	9,691,052	9,595,341	9,526,602	9,459,143
35,192	35,192	35,192	35,192	35,192	35,192	35,192
2,104,124	2,132,661	2,144,993	2,159,878	2,145,281	2,157,841	2,181,908
1,987,729	2,016,266	2,028,598	2,043,481	2,028,884	2,041,444	2,065,511
8,416,145	8,575,083	8,783,467	8,808,130	8,973,935	9,115,796	9,330,513
4,130,199	4,213,657	4,348,348	4,404,028	4,568,397	4,673,211	4,812,413
3,183,689	3,278,321	3,413,602	3,470,602	3,635,408	3,742,604	3,882,322
946,510	935,336	934,746	933,426	932,990	930,608	930,092
25,022	25,022	25,022	25,022	25,022	25,022	25,022
4,260,924	4,336,404	4,410,097	4,379,080	4,380,516	4,417,563	4,493,078
20,427,145	20,546,613	20,700,704	20,694,252	20,749,749	20,835,431	21,006,756
18,713,314	18,847,805	19,004,153	18,989,720	19,042,993	19,123,532	19,276,936
598,107	591,667	591,667	594,138	594,138	594,138	594,138
290,775	290,775	290,775	291,930	291,930	291,930	291,930
307,332	300,892	300,892	302,208	302,208	302,208	302,208
6,609,111	6,539,488	6,534,782	6,518,819	6,512,305	6,496,398	6,491,742
785,087	765,572	761,215	755,788	749,736	744,210	739,891
196,262	188,246	188,246	186,688	186,688	185,130	185,130
18,168	18,168	18,168	18,168	18,168	18,168	18,168
5,609,593	5,567,501	5,567,153	5,558,174	5,557,712	5,548,889	5,548,552
11,464,272	11,665,934	11,834,226	11,835,069	11,893,589	11,990,035	12,149,905
41,824	50,716	43,478	41,694	42,961	42,961	41,151
1,216,282	1,200,982	1,202,190	1,211,863	1,219,100	1,227,631	1,249,077
1,019,854	1,008,108	1,009,397	1,019,720	1,027,044	1,035,817	1,057,332
199,659	205,250	208,047	210,048	206,866	209,810	215,091
820,195	802,858	801,350	809,672	820,178	826,007	842,241
196,428	192,874	192,793	192,143	192,056	191,814	191,745
19,929,596	20,048,787	20,206,343	20,201,583	20,262,093	20,351,163	20,526,013
497,549	497,826	494,361	492,669	487,656	484,268	480,744
0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0
497,549	497,826	494,361	492,669	487,656	484,268	480,744
2,192,284	2,690,110	3,184,471	3,677,140	4,164,796	4,649,064	5,129,808
7,745,223	10,022,089	12,575,749	15,139,244	17,925,278	21,109,390	23,852,624
1,472,898	1,470,474	1,474,748	1,475,933	1,479,509	1,481,481	1,484,633
7,539,951	7,089,721	6,870,927	6,715,665	6,615,290	6,694,754	6,222,833
5,848,178	5,325,718	5,180,330	5,153,938	5,019,215	4,884,216	4,751,253
0	0	0	0	0	0	0
1,597,361	1,669,591	1,596,185	1,467,315	1,501,663	1,716,126	1,377,168

資本的収支（税込）

区 分		年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
資本的収入 支出	資本的収入	1. 企 業 債	6,065,000	6,276,600	6,647,300
		資 本 費 平 準 化 債	0	0	0
		2. 他 会 計 出 資 金	1,733,187	1,204,822	910,845
		3. 他 会 計 補 助 金			
		4. 他 会 計 負 担 金	0	0	0
		5. 他 会 計 借 入 金	0	0	0
		6. 国（都道府県）補助金	3,753,671	4,049,778	4,316,188
		7. 固 定 資 産 売 却 代 金	0	0	0
		8. 工 事 負 担 金	44,100	42,000	37,700
		9. そ の 他	67,234	67,234	67,234
	計 (A)	11,663,192	11,640,434	11,979,267	
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)	0	0	0	
	純 計 (A)-(B) (C)	11,663,192	11,640,434	11,979,267	
	資本的支出	1. 建 設 改 良 費	10,655,787	11,137,963	11,768,625
		う ち 職 員 給 与 費	308,625	308,625	319,549
		2. 企 業 債 償 還 金	8,168,356	7,799,818	7,079,558
		3. 他会計長期借入返還金	0	0	0
		4. 他 会 計 へ の 支 出 金	0	0	0
		5. そ の 他	900	900	900
		計 (D)	18,825,043	18,938,681	18,849,083
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)		7,161,851	7,298,247	6,869,816	
補てん財源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	6,771,230	6,908,264	7,128,529	
	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額	0	0	0	
	3. 繰 越 工 事 資 金	0	0	0	
	4. そ の 他	390,621	389,983	414,580	
	計 (F)	7,161,851	7,298,247	7,543,109	
補てん財源不足額 (E)-(F)		0	0		
他 会 計 借 入 金 残 高 (G)		0	0	0	
企 業 債 残 高 (H)		78,555,116	77,031,898	76,599,640	

○他会計繰入金

(単位: 千円)

区 分		年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
収益的収支分	収益的収支分		5,570,707	5,763,291	5,897,154
	うち基準内繰入金		4,513,972	4,724,233	4,954,064
	うち基準外繰入金		1,056,735	1,039,058	943,090
資本的収支分	資本的収支分		1,733,187	1,204,822	910,845
	うち基準内繰入金		871,050	827,828	786,878
	うち基準外繰入金		862,137	376,994	123,967
合 計			7,303,894	6,968,113	6,807,999

(単位 千円)

令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
5,855,700	6,031,400	6,010,200	5,603,200	5,631,400	6,430,000	5,093,200
0	0	0	0	0	0	0
665,943	520,592	325,727	235,851	208,456	184,301	152,371
0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0
3,664,547	3,773,940	3,511,334	3,088,126	3,265,721	3,964,075	3,014,143
0	0	0	0	0	0	0
34,100	30,700	27,500	27,500	25,600	21,400	12,400
67,234	67,234	67,234	67,234	67,234	67,234	67,234
10,287,524	10,423,866	9,941,995	9,021,911	9,198,411	10,667,010	8,339,348
0	0	0	0	0	0	0
10,287,524	10,423,866	9,941,995	9,021,911	9,198,411	10,667,010	8,339,348
10,315,854	10,616,867	10,313,310	9,472,256	9,675,451	11,169,629	8,863,207
319,549	330,473	330,473	330,473	330,473	330,473	330,473
6,365,879	5,848,179	5,325,719	5,180,331	5,153,939	5,019,216	4,884,217
0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0
900	900	900	900	900	900	900
16,682,633	16,465,946	15,639,929	14,653,487	14,830,290	16,189,745	13,748,324
6,395,109	6,042,080	5,697,934	5,631,576	5,631,879	5,522,735	5,408,976
7,245,172	7,380,246	7,467,607	7,497,683	7,556,034	7,615,433	7,697,978
0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0
364,488	368,644	363,032	333,589	339,875	392,683	312,447
7,609,660	7,748,890	7,830,639	7,831,272	7,895,909	8,008,116	8,010,425
0	0	0	0	0	0	0
76,089,461	76,272,682	76,957,163	77,380,032	77,857,493	79,268,277	79,477,260

令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
6,117,928	6,229,922	6,376,946	6,447,509	6,597,281	6,714,655	6,877,924
5,171,419	5,294,587	5,442,200	5,514,083	5,664,291	5,784,047	5,947,833
946,510	935,336	934,746	933,426	932,990	930,608	930,092
665,943	520,592	325,727	235,851	208,456	184,301	152,371
570,570	449,889	290,472	209,319	182,171	176,469	152,371
95,373	70,703	35,255	26,532	26,285	7,832	0
6,783,871	6,750,514	6,702,673	6,683,360	6,805,737	6,898,956	7,030,295

原価計算表（公共下水道事業）

原価計算表（公共下水道事業）

供用開始年月日 昭 和 33 年 4 月 1 日
 処理区域内人口 488,959人
 計算期間 自 令和7年至 令和11年
 (5年間)

収 入 の 部				
項 目	金 額			
	最近1箇年間の実績	投資・財政計画計上額(A)	公費負担分(B)	使用料対象収支(A)－(B)
使 用 料 (X)	千円 8,428,581	千円 9,717,289	千円	千円 9,717,289
受 託 工 事 収 益	30,796	35,192		35,192
そ の 他	1,821,509	2,092,228		2,092,228
合 計	10,280,886	11,844,709	0	11,844,709

支 出 の 部				
項 目	金 額			
	最近1箇年間の実績	投資・財政計画計上額(A)	公費負担分＋皮革汚水に係る一般会計負担分(B)	使用料対象収支(A)－(B)
維 持 管 理 費	千円	千円	千円	千円
職 員 給 与 費	498,844	569,061		569,061
動 力 費	534,672	726,906	260,963	465,943
修 繕 費	152,776	169,052	60,691	108,361
材 料 費	18,168	18,168	6,522	11,646
そ の 他	4,892,107	5,431,687	1,950,005	3,481,681
そ の 他	113,001	187,448	67,295	120,153
小 計	6,209,568	7,102,322	2,345,476	4,756,845
資 本 費				
支 払 利 息	1,280,268	1,032,302	225,129	807,173
減 価 償 却 費	9,551,628	10,869,970	7,079,580	3,790,389
資 産 減 耗 費	71,106	39,600		39,600
小 計	10,903,002	11,941,872	7,304,710	4,637,162
合 計 (Y)	17,112,570	19,044,194	9,650,186	9,394,008

資 産 維 持 費 (Z)	500,000
使 用 料 対 象 経 費 (Y) + (Z)	9,894,008

$(X) \div ((Y) + (Z)) \times 100 =$

98.21

$\text{資産維持費を除く場合 } (X) \div (Y) \times 100 =$

103.44

＜使用料水準についての説明＞
 ①令和7～11年度までの5年間分について、使用料対象経費の算定を行った結果、現行の使用料水準では、経費に対し使用料収入が約39億円不足する見込みとなりました。
 ②近年の物価上昇及び施設の高機能化等を踏まえ、使用者負担の期間的公平等を確保する観点から、将来の急激な値上げを抑制するため、資産維持費を算入することとしました。資産維持費の算出に当たっては、日本下水道協会編「下水道使用料算定の基本的考え方」に基づき、5年間の使用料収入に算入すべき資産維持費を算出した結果、額は1年あたり5億円の見込みとなりました。
 ①②を踏まえ、令和7年度に平均15.8%の使用料改定を実施することとした結果、資産維持費及び皮革汚水に関する経費を除く公共下水道事業の経費回収率は100%を超える見込みとなりました。
 今後も引き続き、本経営戦略に基づき、使用料対象経費の削減や収納率向上に努める一方で、適正かつ公平な負担となるように、市民の皆さまの理解を得ながら、使用料の定期的な見直しを進めていく必要があります。

- 投資・財政計画計上額(A)欄は、直近の料金算定期間内における平均値を記載すること。
- 起償償還額が減価償却額を超えるときは、当分の間、その差額を一般管理費のその他の欄に記載して差し支えないこと。
- 資産維持費は、将来の更新需要が新設当時と比較し、施工環境の悪化、高機能化(耐震化等)等により増大することが見込まれる場合に、使用者負担の期間的公平等を確保する観点から、実体資本を維持し、サービスを継続していくために必要な費用(増大分に係るもの)を、適正かつ効率的、効果的な中長期の改築(更新)計画に基づいて算定し、計上するもの。そのため、資産維持費(Z)欄は、「下水道使用料算定の基本的考え方(2016年度版)」「(公益社団法人日本下水道協会)を参考に、所有している資産の規模、経営環境等の実情に応じ、料金算定に適切に反映すべき費用を記載すること。

(参考) 原価計算表 (下水道事業全体)

原価計算表(下水道事業全体)

供用開始年月日 昭 和 33 年 4 月 1 日

処理区域内人口 511,413人

計算期間 自 令和7年至 令和11年
(5年間)

収 入 の 部

項 目	金 額			
	最近1箇年 間の実績	投資・財政計画 計上額(A)	公費負担分 (B)	使用料対象収支 (A)－(B)
使 用 料 (X)	千円 8,751,401	千円 9,935,696	千円	千円 9,935,696
受 託 工 事 収 益	30,796	35,192		35,192
そ の 他	1,821,722	2,092,253		2,092,253
合 計	10,603,919	12,063,140	0	12,063,140

支 出 の 部

項 目	金 額			
	最近1箇年 間の実績	投資・財政計画 計上額(A)	公費負担分+皮革汚水に 係る一般会計負担分 (B)	使用料対象収支 (A)－(B)
維 持 管 理 費	千円	千円	千円	千円
職 員 給 与 費	533,047	600,092		600,092
動 力 費	615,866	790,276	260,963	529,313
修 繕 費	186,270	198,525	60,691	137,835
材 料 費	18,168	18,168	6,522	11,646
そ の 他	5,086,839	5,582,517	1,950,005	3,632,511
そ の 他	115,179	197,846	67,295	130,551
小 計	6,555,369	7,387,424	2,345,476	5,041,947
資 本 費	千円	千円	千円	千円
支 払 利 息	1,330,315	1,053,993	225,129	828,864
減 価 償 却 費	10,380,348	11,264,100	7,434,720	3,829,380
資 産 減 耗 費	76,299	46,966		46,966
小 計	11,786,962	12,365,059	7,659,850	4,705,210
合 計 (Y)	18,342,331	19,752,483	10,005,326	9,747,157

資 産 維 持 費 (Z)	500,000
使 用 料 対 象 経 費 (Y) + (Z)	10,247,157

(X)÷((Y)+(Z))*100= 96.96

資産維持費を除く場合 (X)÷(Y)*100= 101.93

<使用料水準についての説明>

- 投資・財政計画計上額(A)欄は、直近の料金算定期間内における平均値を記載すること。
- 起償償還額が減価償却額を超えるときは、当分の間、その差額を一般管理費のその他の欄に記載して差し支えないこと。
- 資産維持費は、将来の更新需要が新設当時と比較し、施工環境の悪化、高機能化(耐震化等)等により増大することが見込まれる場合に、使用者負担の期間的公平等を確保する観点から、実体資本を維持し、サービスを継続していくために必要な費用(増大分に係るもの)を、適正かつ効率的、効果的な中長期の改築(更新)計画に基づいて算定し、計上するもの。そのため、資産維持費(Z)欄は、「下水道使用料算定の基本的考え方(2016年度版)」「(公益社団法人日本下水道協会)を参考に、所有している資産の規模、経営環境等の実情に応じ、料金算定に適切に反映すべき費用を記載すること。

第6章 進捗管理

1 事業計画における指標

○ 事業計画における指標（再掲）

視点	指標	望ましい方向	R5実績	前期 R7～R11	後期 R12～R16	算式
(1) 経営の健全性	経常収支比率(%)	↑	100.0	102.5	102.3	経常利益÷経常費用
	累積欠損金比率(%)	↓	—	—	—	当年度未処理欠損金 / (営業収益－受託工事収益)
	流動比率(%)	↑	55.3	141.4	383.3	流動資産 / 流動負債
	企業債残高対事業規模比率(%)	↓	619.5	502.5	542.4	(企業債残高合計－一般会計負担額) / (営業収益－受託工事収益－雨水処理負担金)
(2) 経営の効率性	経費回収率(%)	↑	98.5	100以上	100以上	下水道使用料 / 污水处理費(公費負担分を除く)
	污水处理原価(円/㎡)	↓	165.7	182.2	182.5	污水处理費(公費負担分を除く) / 年間有収水量
	施設利用率(%)	↑	63.3	63.4	62.0	晴天日一日平均処理水量 / 晴天日現在処理能力
	水洗化率(%)	↑	98.2	98.3	98.5	現在水洗便所設置済人口 / 現在処理区域内人口
(3) 老朽化の状況	有形固定資産減価償却率(%)	↓	35.3	44.4	51.6	有形固定資産減価償却費累計額 / 有形固定資産のうち償却対象資産の帳簿価格
	管渠老朽化率(%)	↓	7.3	11.1	17.6	法定耐用年数を経過した管渠延長 / 下水道敷設延長
	管渠改善率(%)	↑	0.17	0.30	0.30	改善(更新・改良・維持)管渠延長 / 下水道敷設延長

※1 経常収支比率、累積欠損金比率、施設利用率、水洗化率は、公共下水道事業の指数

※2 経費回収率、污水处理原価は一般污水の指数

※3 流動比率、企業債残高対事業規模比率、有形固定資産減価償却率、管渠老朽化率、管渠改善率は下水道事業全体の指数

2 計画の推進と点検・進捗管理の方法

各施策を着実に実施するため、「計画策定（Plan）－実施（Do）－検証（Check）－見直し（Action）」のサイクルを活用し、本経営戦略に基づく取り組みの進捗管理を行います。取り組みの進捗状況について定期的に評価・検証を行うとともに、結果を公表し市民の皆さまの意見も取り入れながら、計画を推進していきます。

また、5年に1度のサイクルで下水道使用料の水準を含む計画の見直しを行います。ただし、本経営戦略と実績との乖離が著しい場合や、計画の前提となる経営、財政の条件が大幅に変更となった場合には、随時計画の見直しを行います。

用語集

用 語	説 明	掲載ページ (初出のページ)
あ行		
維持管理費	日常の下水道施設の維持管理に要する経費で、処理場、ポンプ場等の電気代等の動力費、処理場の薬品費、補修費、委託費等とそれに係る人件費等によって構成。	P21
一般汚水	公衆浴場汚水及び皮革排水を除く汚水。	P 7
揖保川流域下水道事業	揖保川流域については、2以上の市町の区域にわたり下水道を整備することが効果的かつ経済的であるため、兵庫県が事業主体となり、実施している下水道事業。関連市町は姫路市、たつの市、宍粟市、太子町の3市1町。	P 9
ウォーター P P P	水道、工業用水道、下水道などの水道分野を対象とした官民連携方式で、コンセッション（公共施設等運営事業）方式と、「管理・更新一体マネジメント方式」を併せた総称。	P38
雨水管理総合計画	下水道による浸水対策を実施する上で、当面・中期・長期にわたる、下水道による浸水対策を実施すべき区域や目標とする整備水準、施設整備の方針等の基本的な事項を定めるもの。	P28
雨水公費・汚水私費の原則	原則として、雨水対策は浸水などの被害を防ぎ、その受益が広く市民に及ぶことから、雨水処理に要する経費は全額公費で負担すべきであり、汚水処理に要する経費は、特定の使用者が便益を受けることから、下水道使用料で賄うべきであるという考え方。	P47
汚水処理原価	汚水処理に要した経費を有収水量で除したものの。有収水量1 m ³ 当たり、どれくらいの経費が汚水処理費用に要するかを見る指標で、低い方が良い。	P20
汚水処理費	下水道の管理に要する経費のうち汚水に係る維持管理費及び資本費の合計。	P17
か行		
会計年度任用職員	令和2年4月1日から導入された一般職の非常	P18

	勤職員で、一会計年度を超えない範囲内で任用され、標準的な業務の量に応じてフルタイムの職とパートタイムの職に区分される。	
管渠改善率	1年間の改築更新管渠延長が、総管渠延長に占める割合を示したもの。1年間にどれだけ管渠の老朽化対策を実施したかを見る指標。	P20
管渠老朽化率	総管渠延長のうち、法定耐用年数を経過した管渠がどれだけあるかを見る指標。高ければ高いほど老朽化が進んでいることを示す。	P12
管更生	既設管の内側に新たに塩化ビニル系等の管を作り、古くなった管と一体となった強固な管として蘇らせること。	P 8
企業会計	現金の動きやその残高のみではなく、債権債務の発生的事実に基づいて経理し（発生主義）、その年度の事業活動に係るもの（収益的収支）と翌年度以降の事業活動の基になるもの（資本的収支）とに区分して経理することにより、経営成績や財政状態を明らかにする会計方式。	P 9
企業債	地方公営企業が行う建設改良事業等に要する資金に充てるために起こす地方債のこと。	P 8
企業債残高 対事業規模比率	事業規模に比して企業債残高（一般会計負担分を除く）がどれくらいあるのかを見る比率。	P20
基準外繰入金	一般会計からの繰入金のうち、総務省の定める基準に基づかないもの。	P50
基準内繰入金	一般会計からの繰入金のうち、総務省の定める基準に基づくもの。	P50
基本使用料	下水道使用料のうち、水の使用量の有無に係わりなく負担するもの。	P 7
給水装置設備	配水管などから分岐して設けられた給水管、止水栓、量水器（水道メーター）及び給水栓（蛇口）など。	P36
緊急輸送路	災害直後から、避難・救助をはじめ、物資供給等の応急活動のために、緊急車両の通行を確保すべき重要な路線。	P10
繰入金	一般会計から下水道事業会計に繰り出されるお金（市民の税金）のこと。基準内繰入金と基準	P16

	外繰入金がある。一般会計側から見たときは「繰出金」と呼ぶ。	
計画地下水	地下水位以下に埋設された管きょや取付け管の繋ぎ手部、破損箇所、マンホール・汚水ますの破損箇所等から常時浸入する量を地下水量として見込み、1人1日当り最大生活系汚水量の10～20%を計画するもの。	P19
経常収支比率	料金収入、一般会計繰入金等の収益で、経常的な費用がどの程度賄われているかを示す指標。	P20
経費回収率	汚水処理に要した費用に対する、使用料による回収程度を示す指標。汚水処理に係る全ての費用を使用料によって賄うことが原則。	P17
下水汚泥肥料	汚泥を乾燥や粉碎、発酵させることにより肥料としてリサイクルするもの。	P 9
下水道使用料算定の基本的考え方	下水道財政研究委員会の提言等に基づく具体的な使用料の算定方法として日本下水道協会から出版したもので、各地方公共団体における下水道使用料算定の際の参考とするもの。	P47
下水熱	下水道管を流れる下水の、年間を通して温度変化が少なく「夏は冷たく冬は暖かい」という特徴を利用し、下水の温度と外気温との温度差を熱エネルギーとして取り出し活用するもの。	P 9
減価償却費	固定資産（建物・下水道管など）の減価（価値の減少）を費用として、その利用各年度に合理的かつ計画的に負担させる会計上の処理または手続を減価償却といい、この処理または手続によって特定の年度の費用とされた固定資産の減価額を減価償却費という。	P21
公共下水道事業	国土交通省の所管の事業で、主として市街地における下水を排除し、又は処理するために地方公共団体が管理する下水道。	P 3
公共用水域	水質汚濁防止法(1970年12月25日法律138号)において、河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路、その他公共の用に供される水路（下水道法（1958年法律第79号）第二条第三号及び第四号に規定する公共下水道	P11

	及び流域下水道であって、同条第六号に規定する終末処理場を設置しているもの（その流域下水道に接続する公共下水道を含む。）を除く。）	
校庭貯留	学校の校庭を利用し、敷地内に降った雨を一時的にグラウンドに貯留することによって下流河川の負担を軽減する施設。	P28
国立社会保障・人口問題研究所	社会保障及び人口問題に関する調査及び研究を行うことを通じて、国民の福祉向上に貢献することを目的とし、平成8年12月に厚生省人口問題研究所と特殊法人社会保障研究所を統合し設立。	P40
コミュニティ・プラント事業	環境省所管の事業で、公共下水道区域外の集落や団地などのし尿や生活雑排水等処理するもの。	P 3
さ行		
債権整理室	各所管課が管理する公債権のうち、特に徴収困難となっている未収金の徴収事務を移管するために設置するもの。	P 8
再生可能エネルギー	太陽光や風力、地熱といった地球資源の一部など自然界に常に存在するエネルギーのこと。	P33
G X	Green Transformation（グリーントランスフォーメーション）の略称で、温室効果ガスを発生させる化石燃料から太陽光発電、風力発電などのクリーンエネルギー中心へと転換し、経済社会システム全体を変革しようとする取り組み。	P23
市政出前講座	市政のことや市民生活上の身近な問題などをテーマとした講座で、講座メニューの中から、希望に応じて市の職員が講師として出向いて講義するもの。	P29
施設利用率	施設の処理能力に対して、実際にどれくらい稼働しているのかを見る指標。	P12
資本的収支	企業の将来の経営活動に備えて行う建設改良及び建設改良に係る企業債償還金などの支出と、その財源となる収入。	P51
資本費	下水道施設の整備に係る経費で、減価償却費及び企業債の利息等によって構成。	P21

収益的収支	一事業年度の企業の経営活動に伴って発生する全ての収益とそれに対応する全ての費用。	P51
収納率	下水道使用料の調定額に対し、実際に収入した金額の割合。	P 8
終末処理場	下水を最終的に処理して河川その他の公共の水域又は海域に放流するために下水道の施設として設けられる処理施設及びこれを補完する施設。	P 4
集落排水事業	集落排水事業は、農林水産省所管の事業で、公共下水道区域外の農漁村におけるし尿、生活雑排水等処理するもの。	P 3
従量使用料	下水道使用料のうち、水の使用量に応じて負担するもの。	P 7
受益者負担の原則	サービスにより利益を受ける特定の方に受益に応じて使用料や手数料などを負担していただくという考え方のこと。	P47
使用料対象経費	汚水処理に係る経費のうち、使用料の積算基礎の対象となる経費。	P47
除害施設	工場、事業場からの排水を条例で定める水質の基準に適合させるための施設。	P 4
人口普及率	行政区域内人口のうち、処理区域内人口が占める割合。下水道がどれだけ普及しているかを表す指標。	P 1
水洗化人口	下水道の処理区域内で実際に水洗便所を設置して汚水を処理している人口。	P 3
スクリーニング調査	管渠の老朽化対策や不明水対策を効果的に実施するため、対象箇所絞り込みを行うもの。	P24
ストックマネジメント計画	膨大な施設の状況を客観的に把握、評価し、長期的な施設の状況を予測しながら下水道施設を計画的かつ効果的に管理するもの。	P 9
ゼロ・カーボンシティ	脱炭素社会に向けて、2050年に二酸化炭素排出量を実質ゼロにすることを目指す旨を公表した地方自治体のこと。	P33
増補管	既存の下水道管では対応しきれない雨水を処理するため、同ルートに新たに増設する管渠。	P28

た行		
耐震化	地震などの災害時においても一定の下水道機能を確保し、下水道施設被害による影響を最小限に抑制するための対策。主に地震時において最低限の機能を確保するための施設を対象に、管更生、施設の改築などを実施。	P10
耐水化	河川氾濫等の災害時においても一定の下水道機能を確保し、下水道施設被害による影響を最小限に抑制するための対策。設備の高所への移設や開口部への止水板の設置などを実施。	P23
ダウンサイジング	人口減少や節水機器の普及に伴い、施設更新の際に施設能力を縮小し、施設の効率化を図ること。	P13
宅内排水設備	家庭や工場などで発生した汚水を公共ますに流すための設備。	P36
治水対策	水害を防ぐための対策。	P28
地方交付税措置	地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、どの地域に住む国民にも一定の行政サービスを提供できるよう財源を保証するため、国から地方公共団体に交付される資金。 地方交付税には、全国一律の基準により算定された財源不足額に対して交付される普通交付税と災害等の特別の財政需要に対して交付される特別交付税がある。	P48
貯留施設	雨水を一時的に貯留することにより雨水の流出を抑制する施設。	P28
D X	Digital Transformation（デジタルトランスフォーメーション）の略称で、下水道事業におけるDXとは、下水道事業が抱える課題や社会経済情勢の変化に伴う新たな要請への対応を見据え、データとデジタル技術の活用基盤を構築し、活用することで、業務そのものや、組織、プロセスを変革し、下水道の持続と進化を実現することにより、市民の安全で快適な生活を実現するもの。	P37
電力入札	競争入札により電気の調達を行うもの。	P 9

独立採算制の原則	地方公営企業法により、地方公営企業は、一般会計との適切な経費負担区分を前提として、その経営に要する経費は経営に伴う収入（料金）をもって充てなければならないとする考え方のこと。	P47
な行		
内水氾濫	雨水を河川へ流す排水が追いつかず、小さな川やマンホール、側溝から水が溢れる氾濫のこと。	P29
日本下水道協会	下水道に関する調査研究を行い、会員である地方公共団体の下水道事業を支えると共に、下水道の急速な普及と健全な発展を図り公共用水域の水質保全に資し、国民生活の向上に寄与することを目的に事業を行う法人。	P47
日本下水道事業団	日本下水道事業団法(昭和47年法律第41号)第1条により、地方公共団体等の要請に基づき、下水道の根幹的施設の建設及び維持管理、下水道に関する技術的援助を行い、下水道技術者の養成並びに下水道に関する技術開発及び実用化を図ること等により、下水道の整備を促進し、生活環境の改善と公共用水域の水質の保全に寄与することを目的とする法人。	P10
は行		
P F I	公共施設等の設計、建設、維持管理及び運営に、民間の資金と経営能力・技術力（ノウハウ）を活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うことで、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図ろうとする公共事業の手法。	P10
皮革排水特別対策費補助金	皮革排水処理に対する特別対策費として、兵庫県から交付される補助金。揖保川水系及び市川水系が補助対象となっている。	P9
姫路市下水道事業業務継続計画	下水道施設は、災害時にもその機能を維持又は早期回復することが必要不可欠であり、大規模な災害、事故、事件等で職員、庁舎、設備等に相当の被害を受けても、優先実施業務を中断させず、例え中断しても許容される時間内に復旧できるようにするため、また、平時から災害に備えるためにも策定・運用を行うもの。	P10

姫路市総合計画「ふるさと・ひめじプラン 2030」	姫路市まちづくりと自治の条例で定める「総合的かつ計画的な行政運営を行うことを目的に、基本構想その他の行政分野全般に係る政策等に関する計画」のこと。市の最上位計画。	P 2
兵庫西流域下水汚泥処理事業	兵庫県が事業主体となり、播磨地域の各自治体を実施する公共下水道から発生する汚泥の安全的・経済的な処理を行うことを目的として実施されている下水汚泥事業のこと。関連市町は、姫路市、たつの市、宍粟市、太子町の3市1町。	P 9
不明水	地下水や雨水などが老朽化した管渠などの隙間から流入したもの。	P 8
分流式下水道	汚水と雨水を分けて流す方式の下水道のこと。	P46
分流式下水道等に要する経費	分流式下水道は、雨水と汚水の処理を分けて行うことから、公共用水域の水質保全への効果が高い反面、建設改良費が割高となる。 汚水に係る資本費は「雨水公費・汚水私費」の原則に基づき、本来は使用料によって回収すべきであるが、分流式下水道の公的便益及び資本金格差に鑑みて、適正な使用料を徴収してもなお使用料で回収することが困難である経費について繰出しの対象とするもの。	P46
包括的民間委託	従来の仕様発注に基づく民間委託と違い、民間業者に対して施設管理に放流水質などの一定の性能の確保を条件として課す性能発注方式。 運転管理方法等の詳細や電力、水道及び薬品等の調達や補修の実施など民間業者の業務範囲を増やすことにより、民間活力を導入し、維持管理コストの削減を図る手段の一つ。	P 8
法定耐用年数	地方公営企業法施行規則で定められている耐用年数のこと。経理上の基準であり、実際に使用できる年数は実情に応じて変動する。	P20
ま行		
前処理場	各皮革工場での処理が困難な皮革排水の一次処理施設として、国・県の指導により整備したもの。	P 3
目標耐用年数	姫路市公共下水道ストックマネジメント計画において、国のガイドラインや他事業体の事例、	P25

	製造メーカーへの聞き取り、本市における使用実績等を踏まえ、標準的に使用できる年数として設定したもの。	
や行		
有形固定資産減価償却率	企業が保有する有形固定資産の償却がどれくらい進んでいるのかを表す指標。施設全体の老朽化の度合いが分かる。	P20
有収水量	使用料徴収の対象となる水量。	P13
有収率	下水道で処理した汚水（雨水を除く）のうち使用料収入の対象となる有収水量の割合。施設の効率性を示す指標で、高いほうがよい。 〔算式〕 年間有収水量／年間総汚水処理水量×100	P 8
ら行		
流動比率	流動資産を流動負債で除したもの。企業の短期的な支払能力を簡易的に判断する指標。	P20
累積欠損金比率	事業の規模に比して、累積欠損金がどれくらいあるのかを示す指標。	P20

姫路市上下水道局 経営管理部 経営管理課

〒670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地

TEL 079-221-2705 FAX 079-221-2706

E-Mail sui-somu@city.himeji.lg.jp